

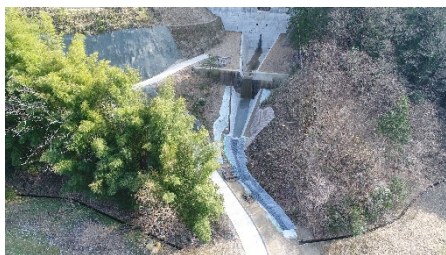
東白川村国土強靱化地域計画



the most beautiful
villages in japan

東白川村
岐阜県

強くて豊かな自然としなやかで美しい景観に包まれ
たふるさと「東白川村」を次世代に引き継ぐために



(計画期間 令和3年度～令和7年度)

令和3年3月

東白川村

目次

はじめに.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の性格.....	1
3. 計画期間.....	1
第1章 強靱化の基本的考え方.....	2
1. 国土強靱化の基本理念 ～強くて、しなやかな「美しい村 ひがししらかわ」を次世代に引き継ぐために～.....	2
2. 基本目標.....	3
3. 強靱化を推進する上での基本的な方針.....	3
第2章 本村の地域特性.....	5
1. 地理的・地形的特性.....	5
2. 気候的特性.....	7
3. 社会経済的特性.....	8
第3章 計画策定に際して想定するリスク.....	11
第4章 脆弱性評価.....	13
1. 脆弱性評価の考え方.....	13
2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定.....	13
3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価.....	15
第5章 強靱化の推進方法.....	16
1. 推進方針の整理.....	16
2. 施策分野ごとの強靱化の推進方法.....	16
3. 施策目標とする指標の設定.....	16
(1) 行政機能 ～公助の強化～.....	17
(2) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～.....	19
(3) 国土保全 ～河川・砂防・治山対策～.....	20
(4) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～.....	21
(5) 住宅・土地利用 ～災害に強いまちづくり～.....	22
(6) 保健・医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～.....	23
(7) 産業 ～サプライチェーンの確保、風評被害防止対策～.....	23
(8) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～.....	24
(9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～.....	25
(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～.....	26
(11) 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～.....	28
(12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～.....	28
第6章 計画の推進.....	29
1. 施策の重点化.....	29

2. 毎年度のアクションプランの策定	29
3. 計画の見直し.....	29
別紙 1.....	32
別紙 2.....	52
別紙 3.....	64

はじめに

1. 計画策定の趣旨

わが国では、度重なる大規模自然災害により、その都度多くの尊い人命・財産を失ってきた。本村においても、昭和43年8.17豪雨、平成23年9月台風15号豪雨など、風水害、土砂災害などの自然災害によって甚大な被害を受け、長期にわたり復旧・復興を繰り返してきた。

平成23年東日本大震災では、観測史上最大のマグニチュード9の巨大地震と大津波により、18,000人を超える死者・行方不明者に加え、震災関連死が3,600人を超えた。その後の復旧・復興も長期化しており、これまでの事後対策から、社会経済の持続、被害の最小化、迅速な復旧復興を図る事前防災の重要性が教訓となった。

このような状況を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法ではその13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

この計画は、この規定に基づき、どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な村を作り上げるために策定するものである。

2. 計画の性格

この計画は、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものである。

より詳細な事業・施策は、村総合計画と整合性を図りながら本計画に示した推進方針を踏まえ、毎年の予算編成を通じて具体化する。

3. 計画期間

本計画が対象とする期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とする。

第1章 強靱化の基本的考え方

1. 国土強靱化の基本理念 ～強くて、しなやかな「美しい村 ひがししらかわ」を次世代に引き継ぐために～

本村は、豊かな自然と山・川の恵みや農用地の資源を活かし、独創性のある産業を発展させ、地域においては、人と人との結びつきにより、防災・防犯を始め、福祉、生活環境、伝統文化を育んできた。その一方で、過去には幾多の自然災害に見舞われるも、先人たちはたゆまず治山・治水の努力を重ね、教訓と知恵を伝承し、「美しい村 ひがししらかわ」を築き上げてきた。

そして今日、少子高齢化が進み、集落コミュニティの崩壊が危惧される中、災害に強く、しなやかで、活力に満ちた「美しい村 ひがししらかわ」を、次の世代へ引き継いでいくためにも、私たちは今一度、豪雨災害や巨大地震といった「万が一」の危惧を直視し、「災害を忘れることなく」、平時からの備えを行っていかねばならない。

（これまでの成果を活かし、大規模自然災害に備えた取り組みを強化する）

昭和43年8.17豪雨、平成23年9月台風15号豪雨や東日本大震災などの過去の災害の教訓を踏まえ、これまで積み重ねてきたハード・ソフト両面からの取り組みを活かしつつ、国・県や近隣市町等と連携し、企業、関係団体、そして村民が一体となって、頻発する豪雨災害や今にも起こり得る巨大地震等の大規模災害に備えた事前防災・減災及び迅速な復旧・復興に向けた取り組みの強化を図っていく必要がある。

（「日本で最も美しい村 ひがししらかわ」の源である農地・山林を守る）

本村の基盤産業構造は、地理的な特性や地域資源を活かして農林業を柱として形成してきたが、高齢化や人口流出により生活活動の停滞が進んでいる。今後は生産基盤の整備や販売体制の確立を図る一方、国土保全の観点から、多面的機能を有する森林や農地が適切に保全されることが、集落コミュニティの活力（＝災害対応力）を高めるうえでも重要である。

（地域住民の生活に欠かせない社会基盤の強靱化）

公共交通に恵まれない本村においては、道路は地域住民の欠かせない社会基盤であり、地域が自立活性化していくためにも必要不可欠である。また、東日本大震災での復興においても道路の必要性は改めて認識され、近年多発する風水害や近い将来発生が予想される南海トラフ地震に対応していくためにも災害に強い国土強靱化が必要である。

（自助、共助及び公助による災害対応力の強化を図る）

東日本大震災など過去の大規模災害では、住民同士の助け合いによって、多くの命が救われている。「自らの命は自らが守る」、「自分たちの村は自分たちで守る」ことを基本に、災害に対する不断の備えを進めるとともに、村民、学校、企業、ボランティア等との連携を深め、公助と適切に連携しつつ、自助・共助による村民自身及び地域の災害対応力の強化を図ることが必要である。

こうした理念のもと、強靱化の取り組みを村民一体となって進めることにより、本村の持続的成長、地域の発展につなげていく。

2. 基本目標

基本法では、その第14条で、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえて、東白川村国土強靱化地域計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを目標として、強靱化を推進する。

- 村民の生命の保護が最大限に図られること
- 村の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧・復興

3. 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

(1) 本村の特性を踏まえた取組推進

- ・人口の減少や過疎化の進行など、本村を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取り組みを進めること。
- ・平成23年9月台風15号豪雨災害など過去の災害から得られた教訓を最大限に活用すること。なお、想定外の事態が発生することも常に念頭に置いて取り組みに当たること。
- ・それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員や建設業、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取り組みに当たること。

(2) 効率的・効果的な取組推進

- ・国、県、近隣市町、民間業者、住民など関係者相互の連携により取り組みを進めること。
- ・「自律、分散・協調」型の国土形成に向けた取り組みを国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取り組みに当たること。
- ・非常時のみならず、日常の村民生活の安全安心、産業の活性化、国際・都市間競争に資する対策となるよう工夫すること。その際は、現在進められている「地方創生」の取り組みとの連携を図ること。
- ・限られた資源の中、国の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備にあたっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。

(3) 防災教育・人材育成と官民連携の取組推進

- ・強靱化の担い手は村民一人ひとりであるという視点に立ち、自らの災害リスクや防災気象情報、避難情報等を我が事として認識し身を守る行動につなげられるよう、学校や職場、自治

会、自主防災組織等を通じた継続的な防災教育の取り組みを進めること。

- ・平時における防災教育の担い手として、また、災害時における避難誘導や避難所運営支援など地域防災力の要として、防災リーダーや消防団員等防災人材の育成を男女共同参画の視点にも配慮しつつ推進すること。
- ・村土強靱化を実効性のあるものとするためにも、県・村のみならず企業・団体、NPO、ボランティアなど民間事業者等との連携による取り組みを進めること。

（参考） 国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」（要約）

（１）国土強靱化の取組姿勢

- ①強靱性を損なう本質的原因を吟味した取組推進
- ②長期視野を持った取組推進
- ③地域間連携の強化、東京一極集中から「自律、分散・協調」型国土への転換
- ④経済社会システムの潜在力、抵抗力、適応力の強化
- ⑤適正な制度、規制のあり方を見据えた取組推進

（２）適切な施策の組み合わせ

- ⑥ハード・ソフト対策の適切な組み合わせ
- ⑦国、地方公共団体、事業者、住民の連携、役割分担
- ⑧平時の有効活用

（３）効率的な施策の適切な組み合わせ

- ⑨施策の重点化の推進
- ⑩既存の社会資本の有効
- ⑪民間資金の積極的活用
- ⑫施設等の効率的、効果的な維持管理
- ⑬土地の合理的利用の促進
- ⑭研究開発の推進と成果の普及

（４）地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- ⑯女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等への配慮
- ⑰自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮

图2 東白川村内土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域分布図（神土地区）

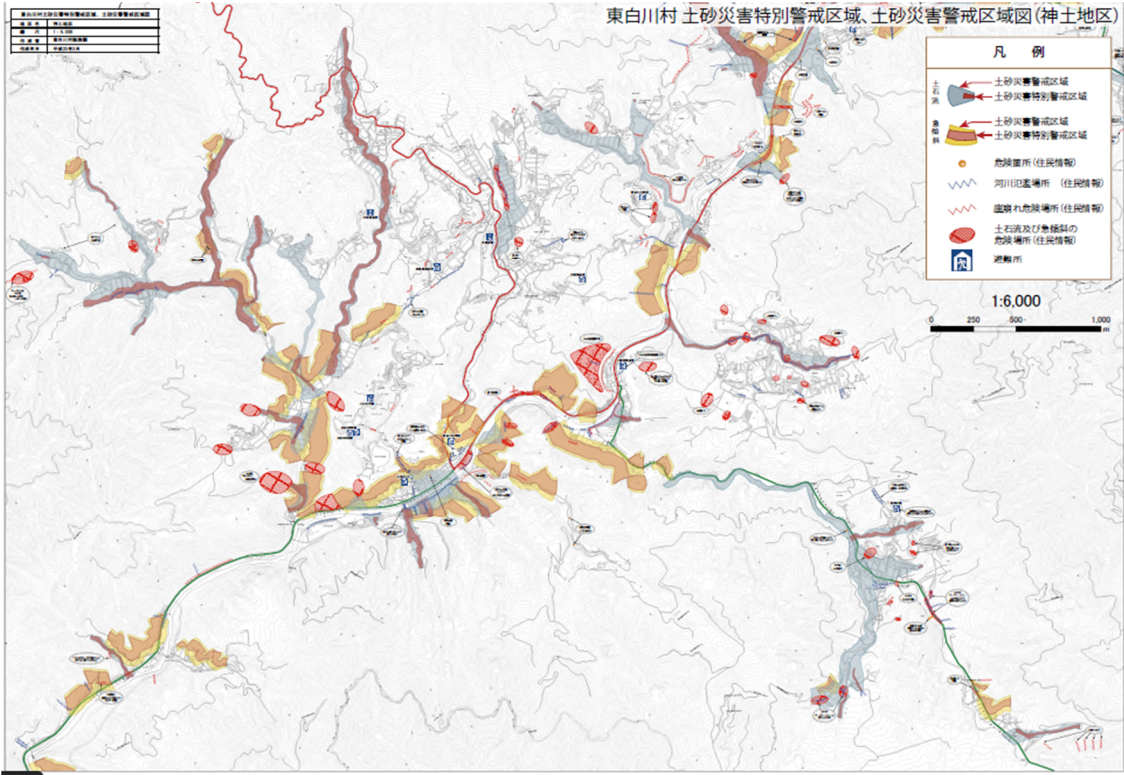


图3 東白川村内土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域分布図（越原地区）

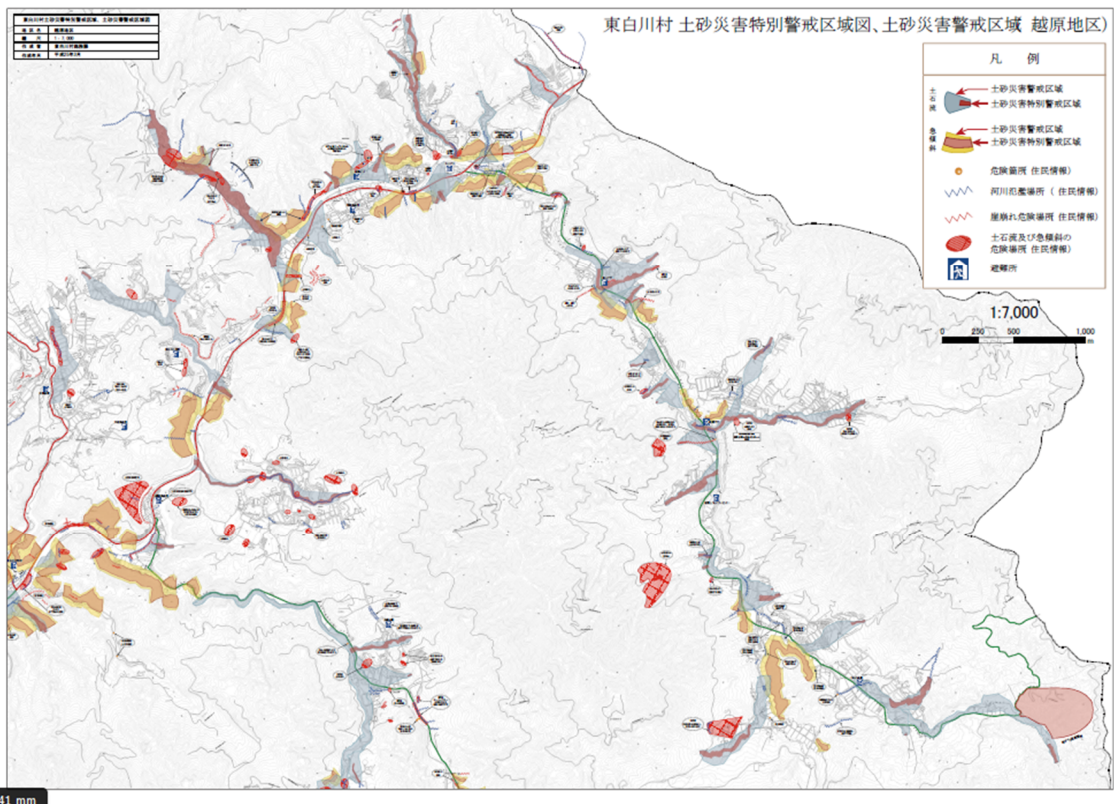
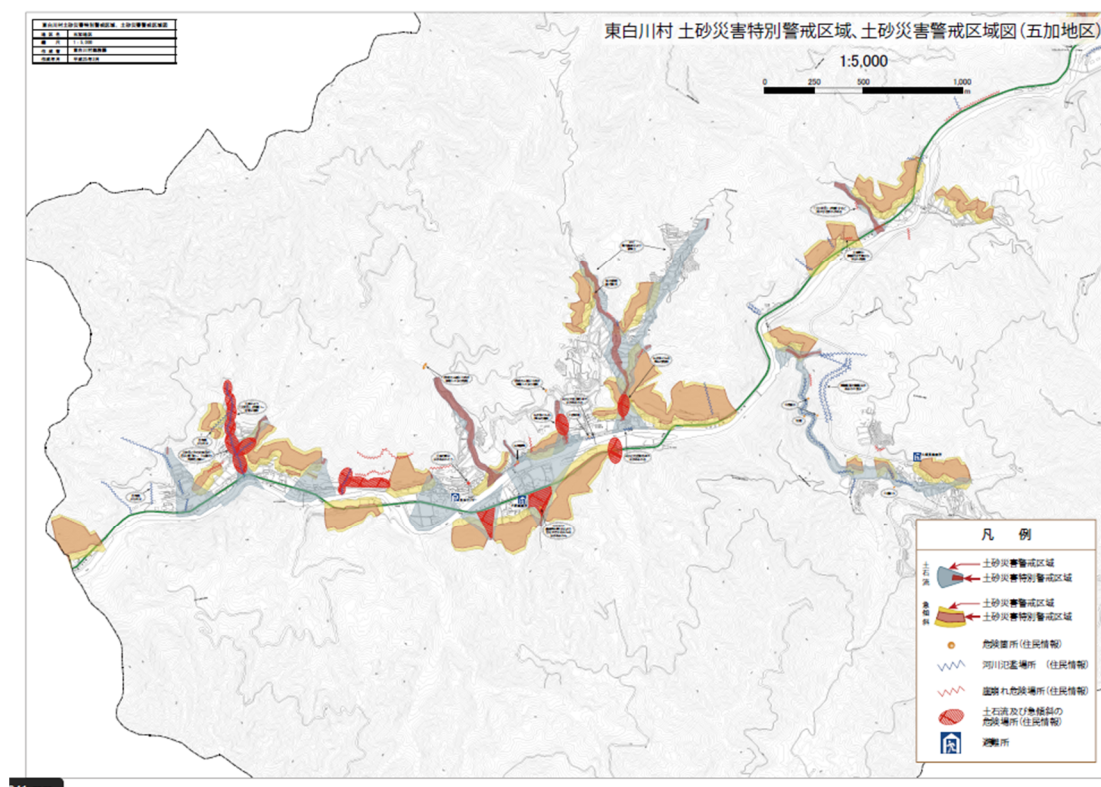


図4 東白川村内土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域分布図（五加地区）

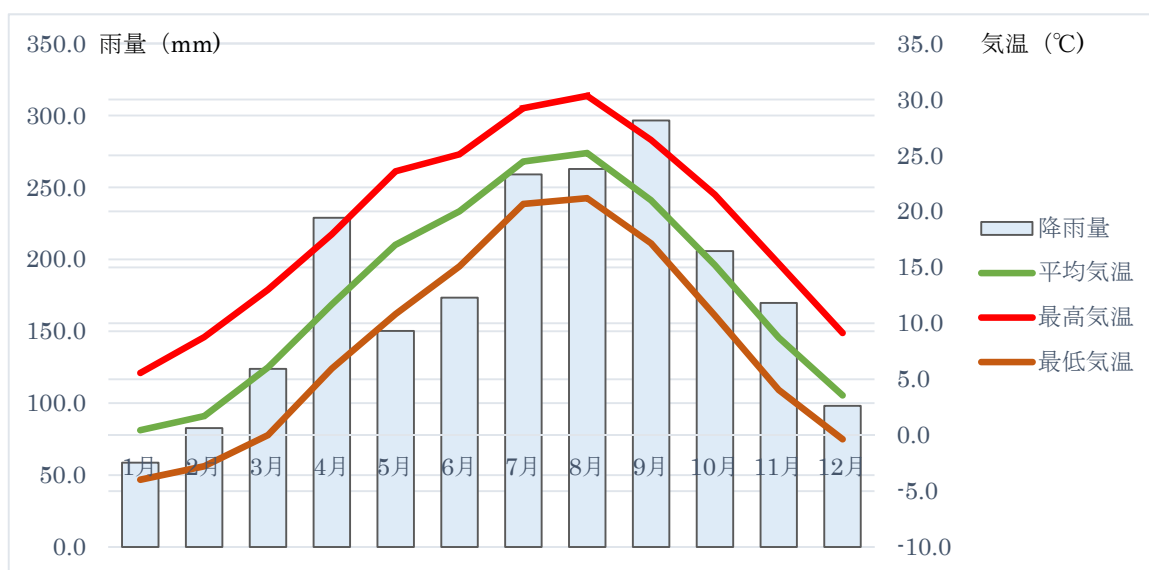


2. 気候的特性

村の気候は、太平洋岸気候と内陸性気候の中間に属し、日較差、年較差ともにやや大きく、特に冬期の寒気は厳しい。

また、降雨は夏期に集中しており、梅雨時や台風の6月から9月にかけて集中豪雨となる時もあるが、一方冬期の降雪は少なく、積雪が持続することはまれである。

図5 東白川村における降水量及び気温の平均値（村気象ロボット平観測地統計資料より作成）



3. 社会経済的特性

(1) 人口

本村の人口は2,177人、世帯数は814戸（令和2年4月1日現在）であり、男女別内訳は、男性1,035人、女性1,142人である。なお、外国人の在住は、19人である。

国勢調査による人口の推移についてみると、平成12年（2000年）には、2,980人であったが、平成27年（2015年）には2,261人で減少傾向となっている。

一方、災害時に支援を要する高齢者が増加し、また、障がいのある方は、若干減少するものの人口減少に伴い人口比率が上昇していく見込みであり、災害時の支援も大きな課題となっている。

図6 東白川村の人口推移（住民基本台帳より）

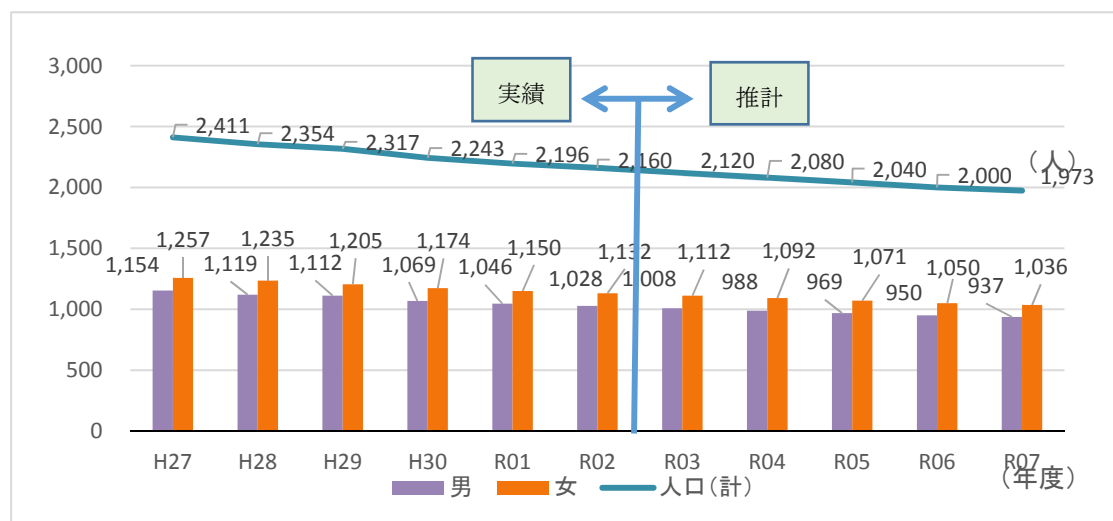


図7 東白川村の要介護認定者数の見通し

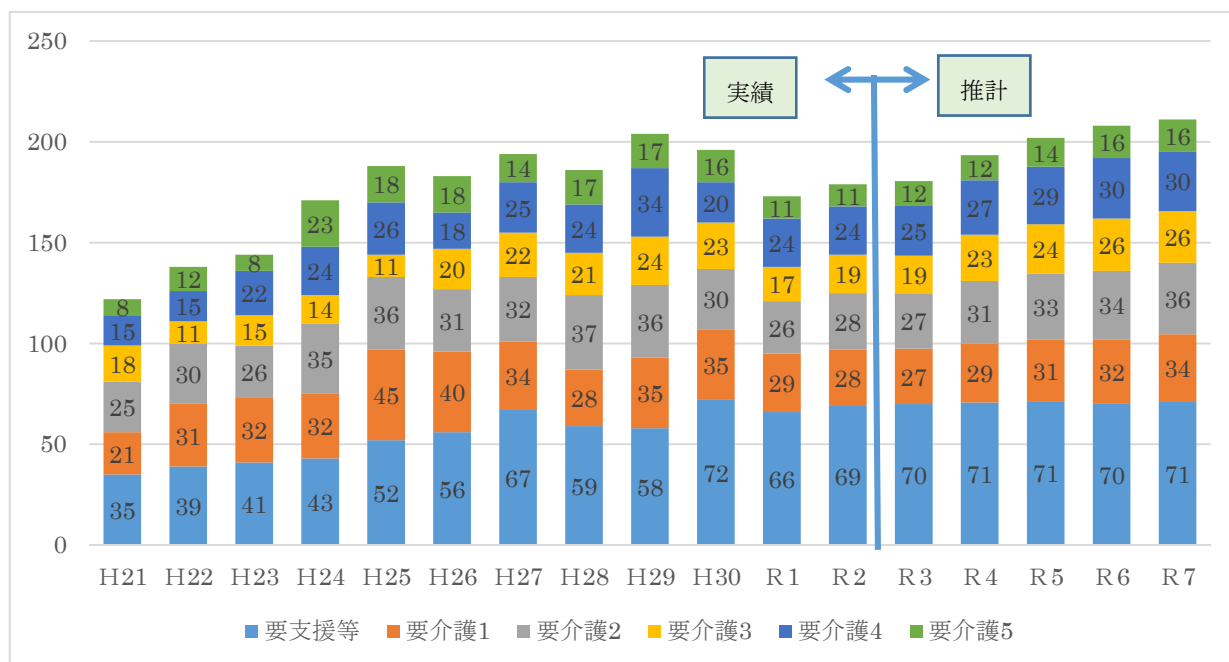
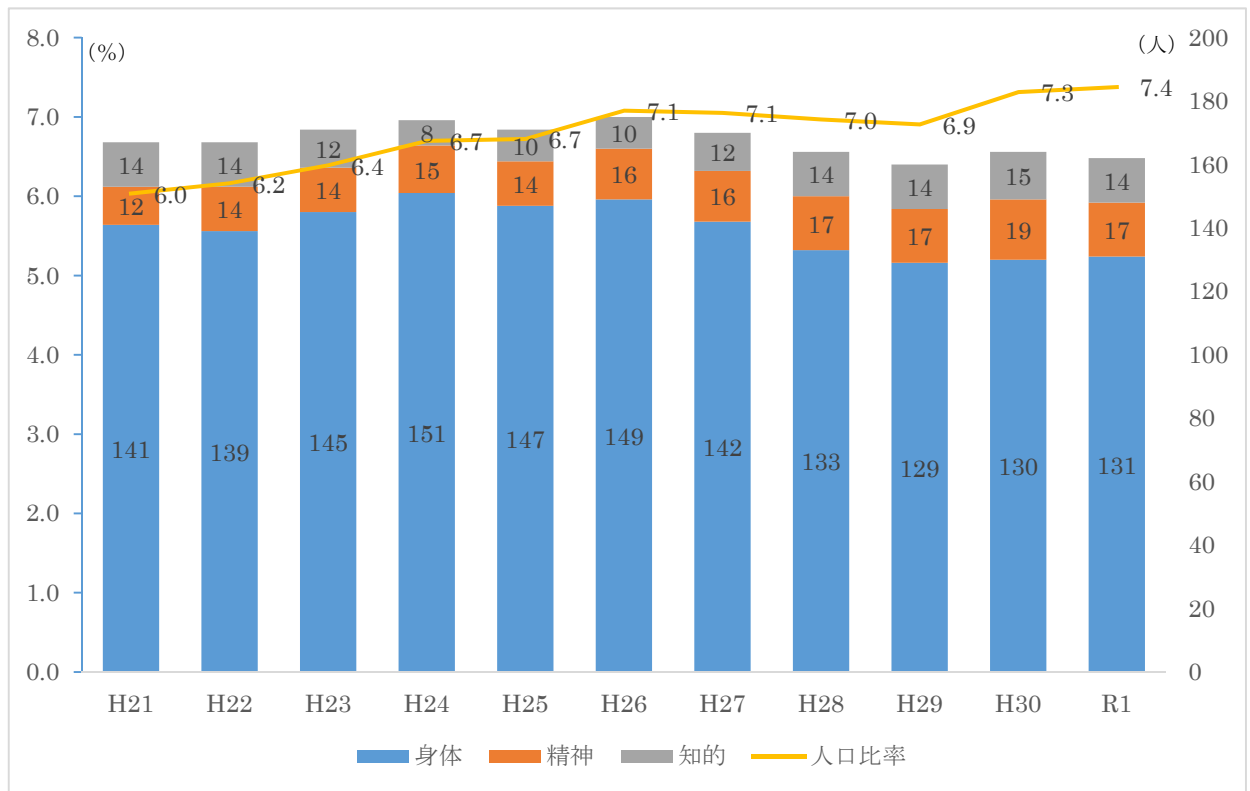


図8 東白川村の障がい者数の推移

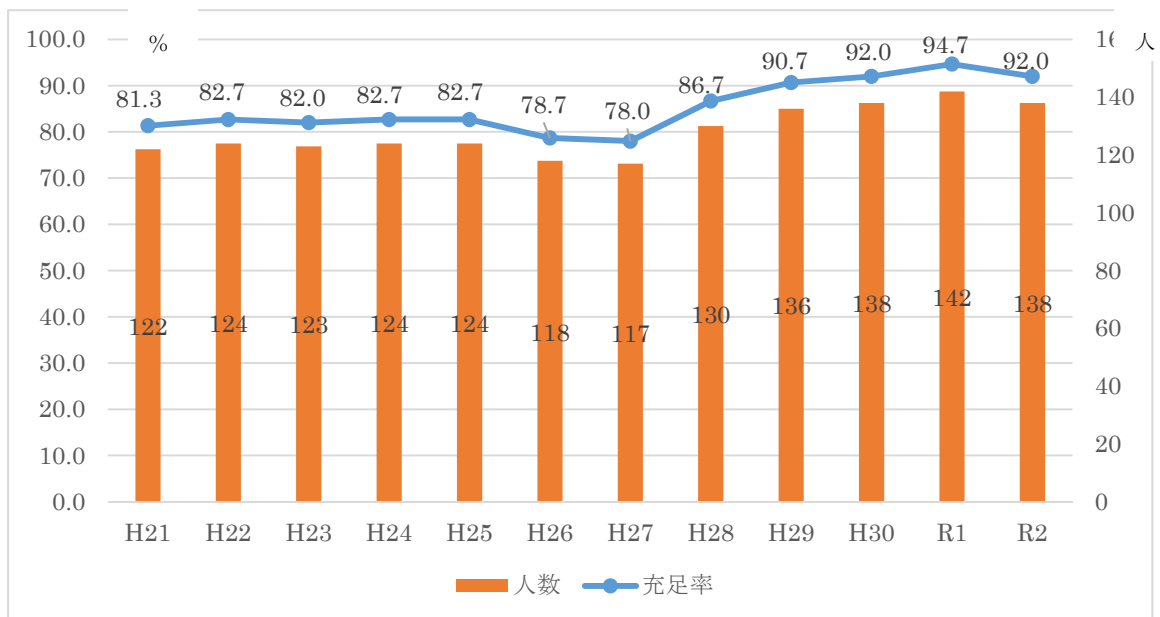


(地域の安全・安心を担う人材)

消防団は地域防災の中心的な存在として、その業務を円滑に遂行するための必要な体制を整えることが期待されているが、過疎化・少子化により団員確保が困難な状況にあり、条例定数を大幅に下回る状況が続いている。

このため、平成 27 年度に消防団の体制に関する検討がなされ、定年制の廃止とともに、機能別団員の確保に努め、平成 28 年度以降は高い充足率を確保しているが、今後も進む少子高齢化や団員の高齢化など団員数維持に課題を抱えている。

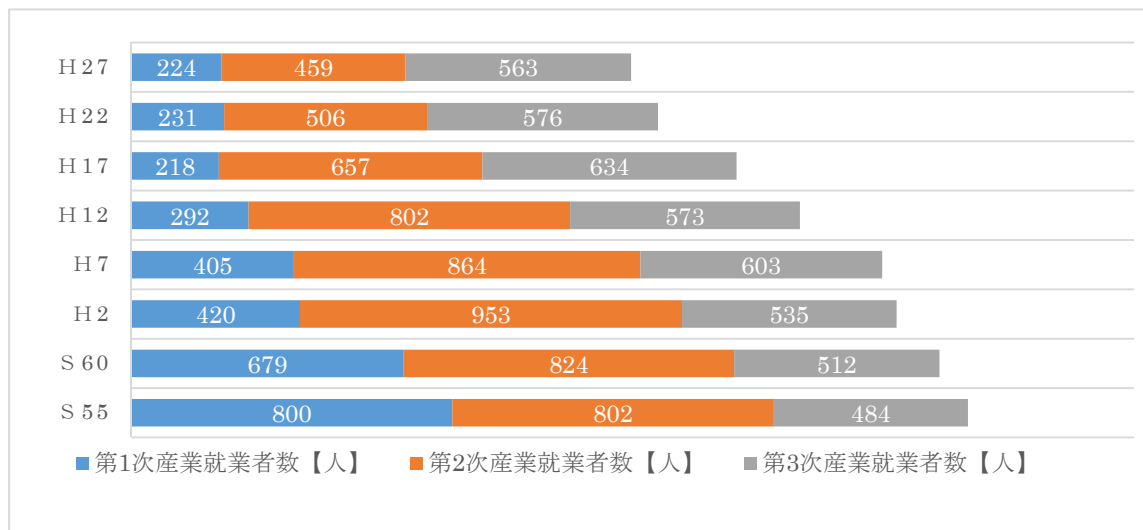
図9 東白川村の消防団員数の推計



(2) 経済活動

平成 27 年における産業別人口についてみると、第三次産業に従事している人が 563 人で最も多く、以下、第二次産業の 459 人、第一次産業の 224 人となっている。

昭和 55 年からの推移についてみると、第一次産業、第二次産業、第三次産業全てにおいて減少傾向にある。



第3章 計画策定に際して想定するリスク

本計画においては、本村において最も発生する頻度の高い災害類型である風水害や、ひとたび発生すれば甚大な被害が生じる巨大地震の大規模自然災害を対象とする。

なお、特に本村に影響が大きいと想定される災害の代表例は以下のとおりである。

(地震) ①南海トラフ巨大地震

②阿寺断層帯地震

【被害履歴】 不明

(風水害) ③集中豪雨による土砂災害

昭和 43 年 8 月 17 日豪雨

【被害履歴】 死者 1 名 負傷者 1 名 全壊 5 戸 半壊 5 戸 床上浸水 16 戸
床下浸水 120 戸

平成 22 年 7 月 15 日豪雨

【被害履歴】 死者・負傷者なし 神土親田・越原地区中心に土砂崩れが発生

平成 23 年 9 月 20 日～21 日 台風 15 号豪雨

【被害履歴】 負傷者 1 名 床下浸水 22 戸

■南海トラフ地震等の被害想定

	建物被害 (棟)		人的被害 (人)		避難者 (人)
	全壊	半壊	死者	負傷者	
南海トラフ地震 (M9.0、最大震度 6 弱)	11	100	0	17	57
阿寺断層帯地震 (M7.9、最大震度 6 強)	228	555	15	141	464

※被害数は、想定される最悪の数値を抽出

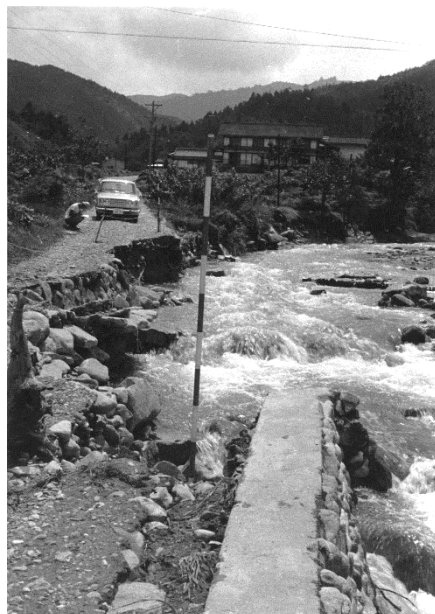
【参照 平成 23～24 年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査】



※岐阜県の活断層図は、第四期岐阜県地震防災行動計画より転載した。

【主な本村の被害履歴】

昭和 43 年 8. 17 豪雨



平成 22 年 7. 15 豪雨



平成 23 年 9. 20～21 台風 15 号豪雨



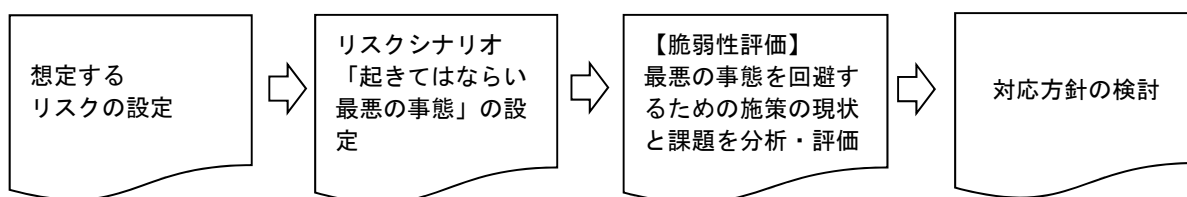
第4章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国の基本計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、国が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討する。



2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。

具体的には、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っている。

本計画では、これを参考に、先に述べた想定するリスクや県の地域計画との整合、本村の地域特性を踏まえそれぞれ追加・統合を行い、21の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
	1-2	集中豪雨による大規模土砂災害に伴う人的被害の発生
	1-3	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
	2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足
	2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	村職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信網は確保する	4-1	情報通信網（CATV等）の長期停止による災害情報が伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺
	5-2	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
	5-3	食料や物資の供給の途絶
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス・上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	ライフライン（電気・ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
	6-2	地域交通ネットワークの分断
	6-3	水源地の土砂崩壊や異常渇水等による用水の供給の長期間にわたる途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	密集地での大規模火災発生
	7-2	貯水池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
	8-2	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
	8-3	幹線道路損壊や広域的土砂崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ

3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

2. の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現在の施策を洗い出し、取組状況を整理の上、各施策の強み、弱みを分析・評価した。

その上で、横断的分野の視点で分析・評価するため、改めて以下の施策分野ごとに脆弱性評価を行い、施策分野の間で連携して取組むべき施策の確認などを行った。

（個別施策分野）

施策分野	主に関係する担当課等
(1) 行政機能 ～公助の強化～	総務課・村民課
(2) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～	総務課・産業振興課・保健福祉課
(3) 国土保全 ～河川・砂防・治山対策～	産業振興課・建設環境課
(4) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～	産業振興課・建設環境課
(5) 住宅・土地利用 ～災害に強いまちづくり～	総務課・地域振興課・建設環境課
(6) 保健・医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～	保健福祉課・国保診療所
(7) 産業 ～サプライチェーンの確保、風評被害防止対策～	地域振興課
(8) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～	総務課・地域振興課・建設環境課
(9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～	建設環境課

（横断的分野）

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～
(11) 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～
(12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

評価結果は別紙1. 2のとおりである

第5章 強靱化の推進方法

1. 推進方針の整理

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性の分析・評価を行うに当たり設定した以下の12の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理した。

（個別施策分野）

（1）行政機能	～公助の強化～
（2）交通・物流	～交通ネットワークの強化～
（3）国土保全	～河川・砂防・治山対策～
（4）農林水産	～災害に強い農地・森林づくり～
（5）住宅・土地利用	～災害に強いまちづくり～
（6）保健・医療・福祉	～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～
（7）産業	～サプライチェーンの確保、風評被害防止対策～
（8）ライフライン・情報通信	～生活基盤の維持～
（9）環境	～廃棄物及び有害物質対策～

（横断的分野）

（10）リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成	～自助・共助の底上げ～
（11）官民連携	～民間リソースを活かした対応力強化～
（12）メンテナンス・老朽化対策	～社会インフラの長寿命化～

2. 施策分野ごとの強靱化の推進方法

推進方針は、8つの目標に照らして必要な対応を12の施策分野ごとにとりまとめたものであり、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるように十分に配慮する。

また、施策の推進にあたっては、県と連携しながら、中・長期的に村国土強靱化に資する対策を推進していく。

3. 施策目標とする指標の設定

12の施策分野ごとの推進方針に、施策目標とする重要業績指標（KPI）を設定する。

重要業績指標の目標値の設定にあたっては、村第5次総合計画と整合を図り政策の方向性を取りまとめた。

なお、重要業績指標（KPI）は、施策の進捗状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

KPIについて

Key Performance Indicator の略、推進方針ごとの進捗状況を検証するために設定する指標

12の施策分野ごとの指針方針及び重要業績指標（KPI）を以下に示す（「起きてはならない最悪の事態」ごとの指針方針は別紙3のとおり）。

（１）行政機能 ～公助の強化～

【庁舎等の防災拠点機能の確保】

- ・ 防災拠点である本庁舎そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、災害時優先実務が持続できるよう、必要な施設・設備の更新と将来の庁舎老朽化対策を検討する。
- ・ 本庁舎が被災し機能不全となった場合の代替拠点に対し、必要な資機材等を整備し、バックアップ機能の強化を図る。

【村所有建築物の耐震化】

- ・ 村所有の多くは、災害時の指定避難所として活用されることから耐震面に懸念のある建物については、村総合計画及び東白川村公共施設等総合管理計画に基づき耐震化を行う。

【避難施設の確保】

- ・ 災害に備え、指定緊急避難所34施設を指定している。引き続き、適切な維持管理に努め、老朽化等に伴い統廃合される施設の代替施設として民間施設の利用について検討していく。
- ・ 主に神土地区住民の指定避難所として役割を担っている東白川中学校体育館は老朽化しているため、大規模改修を行うとともに、併せて防災機能の向上を図る。

【避難所機能の整備】

- ・ 東日本大震災を機に各集落に備蓄倉庫を設置し、計画的に備蓄品を整備してきた。引続き備蓄倉庫の拡充、備蓄品及び設備等の適切な管理と更新に努める。
- ・ 避難所生活が少しでも快適に過ごせるよう、トイレの水洗化、バリアフリー化等を計画的に整備する。

【避難所の感染症対策】

- ・ 避難所における感染症対策として、感染症対策に必要な物資・資材を計画的に整備する。
- ・ 災害や被災者の状況によっては、指定避難所以外の避難所開設や親戚や友人の家等への避難など事前に対応を検討する。

【業務の継続体制の強化（BCP）】

- ・ 災害時に備え、非常時優先業務の選定、職員の参集体制等について、周知徹底や訓練を行うとともに、常に最新の状況に反映した計画となるよう点検を実施する。
- ・ 職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める。

- ・職員用食料、飲料水、庁舎用非常電源等は確保しているが、充足数には達していないので、必要な物資の備蓄を推進し、非常時優先業務の環境を確保する。

【授援体制の整備】

- ・災害相互応援協定により、他自治体等からの応援を受けられることとなっていることから、早急に東白川村災害時受援計画を作成し、円滑な受入体制を構築する。

【ライフライン事業者との協力連携の強化】

- ・ライフライン事業者の復旧拠点地の利用に関する協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を推進する。
- ・平常時からの情報交換を行うとともに、平時からの連携を密にし、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努める。

【道路等の復旧に係る協定締結】

- ・関係団体による被害調査や応急復旧活動の協力について、協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を推進する。
- ・平常時からの情報交換を行うとともに、平時からの連携を密にし、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努める。

【切れ目のない被災者生活再建支援】

- ・各種支援施策、支援窓口（民間ボランティアやNPO法人等を含む。）、具体的な手続き方法、留意点などを盛り込んだ「生活支援制度ガイドブック」（仮称）の作成やワンストップ窓口の設置などにより、被災者が被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援が受けられる取り組みを促進する。

【消防・防災力の強化】

- ・大規模地震が発生した場合の火災に備え、防火水槽の耐震化や水利確保するために必要な誘導路の整備を計画的に推進する。
- ・少子化・過疎化の地域では、個人の事情に関係なく消防団員のなり手が少なく、団員確保が困難であるため、団員活動のあり方について検討する一方、「自らの地域は自ら守る」という郷土愛の精神に基づき団員確保に引き続き努める。
- ・防災意識向上を図るため、総合防災訓練、防災士取得助成事業を継続していく。
- ・現在の災害協力締結を引続き維持するとともに、県外を含む他市町村や民間企業と新たな協定を構築していく。
- ・応援協定に基づく連携体制が円滑に実施できるように、平素からの締結自治体間での定期的な会合等を開催し、首長を始め職員同士連絡し合える関係づくりに努める。
- ・大規模災害が発生した際のボランティア活動に対し、初期対応が遅れることのないよう、東白川村社会福祉協議会などの関係機関と密に連携し、計画的に「災害ボランティアセンター」の設置

訓練を実施する。

【救命救急体制の充実】

- ・多数の重症者が発生した場合、救急車が確保できず救急活動が遅れるおそれがある。確保できない場合は、消防団や自主防災会等の協力により搬送する必要があることから、各種団体等への救命講習の実施を推進する。

【放送ネットワークの整備】

- ・平成 17 年に農村振興地域情報基盤整備事業で整備した H F C ケーブルネットワークを令和元年度に F T T H 化に整備し、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保を図ったところであるが、今後も災害時に確実に機能するよう、雷・台風対策など適切な維持管理を推進する。

【情報伝達ツールの多重化】

- ・避難勧告や南海トラフ地震臨時情報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、C A T V 端末放送や、すぐメールを導入し、発信の迅速化に努めているが、さらに多様なツールを確保するため、スマートフォンを利用した防災対策アプリの導入など一層の充実や迅速化を図る。

（２）交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

【道路ネットワークの整備】

- ・大規模災害後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災安全交付金、道路メンテナンス事業による橋梁の耐震化等の道路施設長寿命化や崩落決壊防止等を推進していく。

【道路情報の収集・提供】

- ・大規模災害時、迅速な復旧や物資輸送等の混乱を回避するため、道路情報の収集及び情報提供システムの構築を検討する。

【孤立・雪害・凍結対策】

- ・本村の 9 割を山地が占める村の地形的特性上、孤立予想集落が存在しており、大規模災害等により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、道路整備等による孤立集落対策を実施する。また、耕作放棄地となった農地等を災害時の活動拠点として、ヘリコプター臨時離着陸場の整備を検討する。
- ・集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄（推奨 1 週間程度）の充実を促進する。
- ・孤立集落に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星電話などの通信手段や非常用電源の確保を促進する。
- ・本村全域で積雪や凍結による通行支障が生じることから、早期に通行の確保をするために、除

雪委託業者との連携強化を図るとともに、凍結防止剤が不足にならないよう必要数の確保に努める。

- ・道路凍結解消対策として、日照支障木の伐採事業を継続して実施していく。

（３）国土保全　～河川・砂防・治山対策～

【急傾斜地の崩壊対策】

- ・村内には、９箇所の急傾斜地崩壊危険区域があり、未だ着手できない箇所が数多くある。住宅密集地、避難所、要配慮者利用施設を優先的に県と連携し、防災・安全交付金活用事業（急傾斜地崩壊対策事業）を進めていく。
- ・道路法面の落石・崩壊による被害の発生を防ぐため、法面对策工事を計画的に進めていく。

【狭あい道路の拡幅】

- ・狭あい道路は、消火・救急活動や災害時の避難の妨げになることから、地権者の承諾を前提に防災安全交付金 住環境整備事業（狭あい道路整備事業）にとり、道路拡幅工事を推進していく。

【地籍調査の推進】

- ・土地の境界確認が円滑に行われることが、迅速な復旧・復興に繋がるため、社会資本整備総合交付金（防災安全交付金）や地籍調査費（負担金）等を活用し、地籍調査事業を引き続き推進していく。

【治山対策】

- ・山地における自然災害を最小限に防止するため、山地災害が危惧されている箇所については、早期着工に向けて県へ要望活動を引き続き行い、事業の推進に当たっては村が協力をする。

【河川・水路施設等の整備】

- ・ゲリラ豪雨・台風の大型化により、水害が頻発化・激甚化してきており、さらに、地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが予想される。そのため、ハード・ソフト対策の両面で地域の特性を踏まえた防災・減災対策を推進していく。
- ・土石流特別警戒区域で避難所、要配慮者施設がある河川については、県と連携し防災安全交付金砂防事業等を推進していく。

【河川・水路施設等の維持管理対策】

- ・村が管理する河川構造物等について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う。

（４）農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～

【農地の有効活用】

- ・農地は、延焼防止や緊急時の退避場所、復旧資材の仮置場等の機能が果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう管理に努める。

【農地・農業水利施設等の適切な管理】

- ・安定した食糧供給と国土保全機能を維持するため、中山間地域農業農村合整備事業を推進し、老朽化した施設の修繕に努める。
- ・農地・農業施設の維持管理について、地元の管理組織の体制整備を支援する。

【農業用ため池の防災対策】

- ・生命、財産に影響を与えるおそれがある農業用ため池については、点検・調査を実施し、計画的な整備等を進め、対策を必要とするため池については、ハード対策を順次進める。また、危険箇所周知のため、ため池ハザードマップを作成し、住民の一層の周知に努める。

【災害に強い森林づくり】

- ・豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する。
- ・適切に管理が行われていない森林については、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、村主体の森林整備を促進する。
- ・１００年の森林づくり構想事業の施策を進め、適地植林の森林整備事業を図る。
- ・林業・製材業・建築業担い手育成事業による林業の担い手・育成を推進する。

【農林道の整備】

- ・地域交通ネットワークの強化及び孤立集落発生防止のため、計画的に農林道の整備・修繕及び橋梁の耐震対策を推進する。
- ・基幹農道は、農山漁村地域整備交付金（農業農村基盤整備）により、農道整備、橋梁耐震化に努める。

【鳥獣被害防止対策の推進】

- ・農林従事者や狩猟免許保持者の減少により、野生鳥獣を適切に管理する機能が低下しており、鳥獣による農林業被害の拡大と鳥獣被害による耕作放棄地の拡大が生じていることから、農地や森林の多目的機能の低下を防ぐため、東白川村鳥獣被害防止計画を基に鳥獣被害防止対策事業交付金等を活用し、鳥獣の進入防止や捕獲による個体数の調整等、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。
- ・有害鳥獣捕獲隊の担い手の高齢化及び後継者不足解消のため、新たな担い手の育成及び地域での捕獲の支援を推進する。

【都市との交流促進】

- ・地域資源（農地、山林、イベント等）を活用した都市との交流を通して、多様な人材の移住・定住を促進する。

（５）住宅・土地利用 ～災害に強いまちづくり～

【民間住宅の耐震調査及び耐震化の促進】

- ・公共建築物と比較すると耐震化が進んでいない状況であることから、イベントや広報誌等による耐震化の重要性、必要性についての普及啓発を行う。
- ・また、耐震診断や耐震補強補助については、現行補助制度の見直しを含め一層推進し、旧基準建築物の耐震改修工事、建替えの促進を図る。

【空き家対策】

- ・村内には 150 軒近くの空き家があり、その多くは大規模災害発生時に倒壊するおそれがあり、道路の閉塞や火災の要因となることから、日頃から所有者と連絡を取りあい、空き家バンクの登録、空き家対策総合支援事業や村の補助を活用した空き家の活用、危険家屋の解体など総合的な空き家対策を積極的に講じていく必要がある。

【ブロック塀の除去推進】

- ・本村が実施した調査では、現行基準に適合しないブロック塀は存在していないが、今後は定期的に安全点検を実施するとともに、現行基準に適合しないブロック塀の除去・改修に対する村の補助制度を創設し、ブロック塀の除去等の推進に努める。

【給水体制の構築】

- ・渇水対策として、既存の資機材の活用を図るほか、大規模地震や長時間停電対策に備え給水袋の各戸配布や給水車の整備を検討する。

【休耕地等の有効利用（避難所、ヘリ臨時離着陸場）】

- ・農業者の高齢化等により耕作放棄地となった農地を広域避難所やヘリコプター緊急離着陸場等の災害時の活動拠点として、有効利用方法を検討する。

（６）保健・医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

【医療救護体制の充実】

- ・大規模災害時における医療・救護活動は、岐阜県地震災害等医療救護計画により実施し、今後も加茂医師会、加茂歯科医師会等との連携強化などにより、災害時の医療救護体制の充実を図る。

【医療・介護人材の確保及び人材育成】

- ・災害時の医療、救助活動における医療班は、国保診療所医療スタッフをもって編成されることから、計画的な医療人材の確保と県・医師会等と連携を図り人材育成に努める。

【通院支援バスのシステム化】

- ・高齢者、障がい者等に対して実施している通院・買い物支援バスが災害時における避難支援バスとして活用できるよう担当部局と連携し、システム化を図る。

【福祉施設（民間含む）の耐震化】

- ・民間を含む社会福祉施設に対して、あらゆる機会を活用して耐震化を促し耐震化率の向上を図る。

【感染予防対策】

- ・衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大防止のため、マスク、消毒液等の備蓄や配布体制の強化について、関係機関と検討する。
- ・予防接種により罹患を抑制できる感染症については、予防接種率向上を図るため、CATV や健康教室等を活用し、医師や保健師により接種を呼びかける。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に該当する新型ウイルス等による感染拡大防止対策のため、県・医療機関等と連携を強化しながら、対応マニュアルの策定や各部局間で情報の共有化を図り、また、定期的な研修を実施する。

（７）産業 ～サプライチェーンの確保、風評被害防止対策～

【ＢＣＰ（事業継続計画）等の策定支援】

- ・村内企業のＢＣＰ策定支援や中小企業が策定する「事業継続力強化計画」の策定支援を行い、企業等の災害への対策強化を推進する。
- ・企業内へのＢＣＰ定着を推進するため、ＢＣＰ策定後の事業者を対象とした運用後のフォローアップを行う。

【建設業ＢＣＭの普及・策定支援】

- ・地域の復旧・復興において重要な役割を果たす建設業の事業継続力向上を図るため、村と災害応援協定を締結する建設業者等が取り組むＢＣＭ（事業継続マネジメント）を認定する制度の

普及、策定に向けた支援を実施する。

【観光地等の風評被害防止対策の推進】

- ・大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する場合があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する。

（８）ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

【総合的な大規模停電対策の推進】

- ・暴風、豪雪に伴う停電発生を未然に防止するため、村、電気事業者及び県関係部署が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する。
- ・村（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行うとともに、電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者、災害時協定締結団体等との連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する。
- ・平時から電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、停電発生に備えた村災害対策本部への情報連絡員の派遣、早期復旧を図るための被害状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画の共有及び連携方策、電源車の配備等について、電気事業者との協定締結により連携・協力体制を強化する。
- ・停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、村は電気事業者、県と相互に連携して多用な情報伝達手段を活用してきめ細やかな情報発信を行う。
- ・強風、大雪等による停電及びこれらに起因する被害を抑制するため、電線周辺の倒木のおそれがある立木の伐採を令和元年度から県及び電力会社の補助を受け、ライフライン保全対策事業として実施しているが、事業期間終了後においても引き続き実施できるよう検討する。

【上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進】

- ・村の公共施設等総合管理計画における将来の見通しとして、簡易水道が令和14年度、下水道が令和30年度より更新を計画しているが、更新時期の法定点検に加え、必要に応じて任意の点検を行い、施設設備の劣化状況、安全性等を把握し、その診断結果をもとに、総合計画との整合性を図りながら効率的に推進する。

【合併浄化槽への転換推進】

- ・老朽化した単独処理浄化槽から合併浄化槽への転換を循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）により引き続き促進する。

【分散型電源としての再生可能エネルギーの活用】

- ・木質バイオマス発電や小水力発電施設など、地域資源を活用した再生可能エネルギー等の自立・

分散型エネルギーの創出と活用の取り組みを検討する。

【道路啓開の迅速な実施】

- ・緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有樹木の伐採を引き続き推進するとともに、道路啓開計画を作成し、対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を実施する。

【電気事業者の災害対応力強化】

- ・電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、電力ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図るとともに、他電気事業者からの応援要員を含めた人員確保、ドローンを活用した迅速な被災状況の把握など、早期復旧のための体制を強化する。

【情報通信事業者の災害対応力強化】

- ・災害時に備え、避難施設等帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段の確保のための特設公衆電話の事前設置を県と調整・連携の上、計画的に推進する。
- ・災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、情報通信事業者等と平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や関係機関との連携体制の強化を図る。

【ガス事業者の災害対応力強化】

- ・災害時にガス供給を迅速に復旧するため、L Pガス供給事業者、配管設備事業者等と平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や関係機関との連携体制の強化を図る。

【災害用バルク供給システムの導入】

- ・熱源確保のため、医療・救護や避難場所となる国保診療所及び附属老人保健施設の建設にあわせて、L Pガスバルク供給システムを導入したが、引き続き導入施設の拡大を図る。

（９）環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

【災害廃棄物対策の推進】

- ・災害廃棄物の迅速な処理を行うため、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県との連絡調整など、災害を想定した演習及び研修会に積極的に参加することで、災害廃棄物処理計画の実効性を確保し、災害廃棄物の処理体制の強化を図る。

【有害物質対策の検討】

- ・アスベストや化学物資等の有害物質の飛散・流出対策については、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する。

【河川に流出したごみ等の撤去】

- ・河積を阻害している立木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取り組みにあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～

【防災教育の推進】

- ・自助と共助の底上げを図るため、過去の災害を知る、ハザードマップを確認する、地域の防災訓練に参加する、防災キャンプを行うなど具体的な目標を折り込んだ新たな行動計画を定めた「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢者まで全ての世代を対象として展開する。また、運動の参加を促すため、家庭、自主防災組織など地域、学校、企業等と連携し推進を図る。
- ・平成30年度に公表された内陸直下型地震に係る震度分布解析・被害想定調査を踏まえ事前の備え等について周知を図るため、村民向けに分かりやすい啓発資料を作成するとともに、地震ハザードマップを作成する。
- ・「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、保育園、小中学校において、毎年、避難訓練とあわせ災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する。
- ・防災教育を学校の実情に応じた実効性のあるものとするため、各学校の課題に応じた専門家・関係機関による指導を行うとともに、教職員を対象とした研修講座等、防災に関する研修の充実を図る。

【適切な避難行動の周知啓発】

- ・浸水が始まった段階での避難場所への移動、いわゆる「水平避難」は、水路の落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップ等を活用し、水害リスクと併せて「垂直避難」「屋内避難」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、周知を進める。
- ・土砂災害は、特別警戒区域では一般住宅が土砂によって損壊するおそれがあるなど、早期の立退き避難が求められることから、ハザードマップ等を活用し、土砂災害警戒区域の箇所と併せて、適切な避難行動について、周知啓発を進める。

【住民主体での避難対策の強化】

- ・風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、あらかじめ避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取り組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる。
- ・南海トラフ地震臨時情報について村民への周知を図り認知度を高めるとともに、同情報が発表

された際に適切な対応がとれるよう普及啓発を行う。あわせて、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、土砂災害特別警戒区域など事前に避難が必要な地域に居住する住民等を対象にとるべき行動の理解を深める。

【要配慮者支援の推進】

- ・一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取り組みに加え、自主防災会や社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー等と連携した取り組みを行う。
- ・平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。

【防災人材の育成】

- ・「清流の国ぎふ防災・減災センター」等で開催される防災リーダー育成に対する支援を引き続き行い、育成した人材が自主防災組織等と連携を深めそれぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する。

【家具固定の推進】

- ・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒・落下・移動による割合が高いことから、家具固定の必要性を総合防災訓練や防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。また、取り付けができない高齢者等向けに、消防団員による固定器具の取り付け支援を進める。

【個人備蓄の推進】

- ・大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における最低3日・推奨一週間分の備蓄促進に向けた啓発を行う。

【コミュニティ活動の担い手育成】

- ・災害時に「共助」の力を発揮するためにも、平時からのコミュニティ活力維持を図る必要があることから、県と連携し、地域ごとの状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する。
- ・地域のコミュニティとして様々な活動と地域活動を組み合わせること等により、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する。

【建設業の担い手育成・確保】

- ・地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、施工時期の平準化、週休2日制の導入や現場環境の改善等を進めるほか、県と連携し、ICTの活用による生産性向上等により魅力ある労働環境を整備し、あわせて技術力・生産性向上を目的とした研修、現場見学会など担い手確保につながる魅力発信等を行い、将来にわたって希望と誇りを持てる建設業の確立を支援する。

（11）官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～

【支援物資供給に係る官民の連携体制の強化】

- ・生活必需品や医療救護、緊急体制など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める。また、災害時において活動できるよう、各協定締結団体と平時から「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う。
- ・大規模災害発生時の消防水利を確保するため、防火水槽、誘導路の整備を図る。

【災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成】

- ・大規模災害発生時に行政、社会福祉協議会、NPO・災害ボランティア団体等が連携・協働して行くための「東白川村災害ボランティア連絡調整会議（仮称）」を速やかに設置し、ボランティアの受入体制を整備するため、平時から関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る。
- ・大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンター支援などを担う災害ボランティア支援職員を養成する。
- ・倒木処理など専門技術を要するニーズに対応するため、森林組合や土木建設業者等との連携を構築する。

（12）メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

【公共施設の総合的な管理計画】

- ・高度経済成長期に整備した公共施設等が大規模修繕や建替えを行う時期を迎えていることから、総合的かつ計画的な視点で施設の更新・長寿命化などを実施するため「東白川村公共施設等総合管理計画」に基づき実施する。

【技術職員の確保】

- ・社会資本の高齢化が進む中、村では技術系職員が不足しているため、職員採用計画に基づき採用の確保に努めるほか、国・県の支援による技術職員の確保に努める必要がある。

第6章 計画の推進

1. 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本村の強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。本計画では、施策項目単位で施策の重点化を図ることとし、現行計画における重点化施策項目を踏襲しつつ、施策の進捗状況、施策後の災害から得られた教訓、社会情勢の変化等を踏まえ、31の重点化すべき施策項目を次項のとおり設定した。これにより毎年度の予算編成等に反映することとする。

2. 毎年度のアクションプランの策定

本村の国土強靱化推進のための主要施策を「東白川村強靱化計画アクションプラン」としてとりまとめ、毎年度、進捗状況を把握する。

3. 計画の見直し

本計画については、今後の社会情勢の変化や、国及び岐阜県の国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、おおむね5年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。

地域防災計画など国土強靱化に係る村の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

【重点化施策項目】

施策分野	施 策 項 目	
	重点化施策項目	
(1)行政機能	・村所有建築物の耐震化 ・避難所施設の確保 ・避難所機能の整備 ・消防・防災力の強化	・業務の継続体制の強化
(2)交通・物流	・道路ネットワークの整備 ・雪害・凍結対策	・道路情報の収集・提供
(3)国土保全	・急傾斜地の崩壊対策 ・狭あい道路の拡幅 ・地籍調査の推進	・治山対策
(4)農林水産	・農地の有効活用 ・災害に強い森林づくり ・農林道の整備	・農地・農業水利施設等の適切な管理 ・都市との交流促進
(5)住宅・土地利用	・民間住宅の耐震調査及び耐震化の促進 ・空き家対策	・休耕地等の有効利用
(6)保健医療・福祉	・医療救護体制の充実 ・医療・介護人材の確保及び人材育成 ・感染予防対策	・通院支援バスのシステム化 ・福祉施設（民間含む）の耐震化
(7)産業	・BCP等の策定支援 ・観光地等の風評被害防止対策の推進	・建設業BCMの普及・策定支援
(8)ライフライン・情報通信	・総合的な大規模停電対策の推進 ・上下水道の施設の耐震・老朽化対策の推進	・合併浄化槽の転換推進 ・分散型電源としての再生可能エネルギーの活用 ・道路啓開の迅速な実施 ・電気事業者の災害対応力強化 ・情報通信事業者の災害対応力強化 ・ガス事業者の災害対応力強化
(9)環境	・災害廃棄物対策の推進	・有害物質対策の検討 ・河川に流出したごみ等の撤去
(10)リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成	・防災教育の推進 ・住民主体での避難対策の強化 ・要配慮者支援の推進 ・防災人材の育成	・コミュニティ活動の担い手育成

	・建設業の担い手育成・確保	
(11)官民連携	・支援物資供給に係る官民の連携体制の強化 ・災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成	
(12)メンテナンス・老朽化対策	・公共施設の総合的な管理計画 ・技術職員の確保	

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

【村有建築物の耐震化】

- ・村所有の多くは、災害時の指定避難所として活用されることから耐震面に懸念のある建物については、村総合計画及び東白川村公共施設等総合管理計画に基づき耐震化を行う必要がある。

【避難施設の確保】

- ・災害に備え、指定緊急避難所 34 施設を指定している。引き続き、適切な維持管理に努め、老朽化等に伴い統廃合される施設の代替施設として民間施設の利用について検討していく必要がある。
- ・主に神土地区住民の指定避難所として役割を担っている東白川中学校体育館は老朽化しているため、大規模改修を行うとともに、併せて防災機能の向上を図る必要がある。

【避難所機能の整備】

- ・東日本大震災を機に各集落に備蓄倉庫を設置し、計画的に備蓄品を整備してきた。引き続き備蓄倉庫の拡充、備蓄品及び設備等の適切な管理と更新に努める。
- ・避難所生活が少しでも快適に過ごせるよう、トイレの水洗化、バリアフリー化等を計画的に整備する。
- ・主に神土地区住民の指定避難所として役割を担っている東白川中学校体育館は老朽化しているため、大規模改修を行うとともに、併せて防災機能の向上を図る。

【民間住宅の耐震調査及び耐震化の促進】

- ・公共建築物と比較すると耐震化が進んでいない状況であることから、イベントや広報誌等による耐震化の重要性、必要性についての普及啓発を行う必要がある。
- ・耐震診断や耐震補強補助については、現行補助制度の見直しを含め一層推進し、旧基準建築物の耐震改修工事、建替えの促進を図る必要がある。

【空き家対策】

- ・村内には 150 軒近くの空き家があり、その多くは大規模災害発生時に倒壊するおそれがあり、道路の閉塞や火災の要因となることから、日頃から所有者と連絡を取りあい、空き家バンクの登録、空き家対策総合支援事業や村の補助を活用した空き家の活用、危険家屋の解体など総合的な空き家対策を積極的に講じていく必要がある。

【ブロック塀の除去推進】

- ・本村が実施した調査では、現行基準に適合しないブロック塀は存在していないが、今後は定期的に安全点検を実施するとともに、現行基準に適合しないブロック塀の除去・改修に対する村の補助制度を創設し、ブロック塀の除去等の推進に努める。

【家具固定の推進】

- ・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒・落下・移動による割合が高いことから、家具固定の必要性を総合防災訓練や防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。また、取り付けができない高齢者等向けに、消防団員による固定器具の取り付け支援を進める。

【農地の有効活用】

- ・農地は、延焼防止や緊急時の退避場所、復旧資材の仮置場等の機能が果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう管理に努める必要がある。

【消防・防災力の強化】

- ・大規模地震が発生した場合の火災に備え、防火水槽の耐震化や水利確保するために必要な誘導路の整備を計画的に推進する必要がある。
- ・現在の災害協力締結を引き続き維持するとともに、県外を含む他市町村や民間企業と新たな協定を構築していく必要がある。
- ・大規模災害が発生した際のボランティア活動に対し、初期対応が遅れることのないよう、東白川村社会福祉協議会などの関係機関と密に連携し、計画的に「災害ボランティアセンター」の設置訓練を実施する必要がある。

【道路啓開の迅速な実施】

- ・緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有樹木の伐採を引き続き推進するとともに、道路啓開計画を作成し、対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を実施する必要がある。

【公共施設の総合的な管理計画】

- ・高度経済成長期に整備した公共施設等が大規模修繕や建替えを行う時期を迎えていることから、総合的かつ計画的な視点で施設の更新・長寿命化などを実施するため「東白川村公共施設等総合管理計画」に基づき実施する必要がある。

重要業績指標（KPI）

指標名	＜現状値＞	＜目標値＞
○村有建築物の耐震化		
村有建築物の耐震化率	78%（R2）	82%（R7）
○避難施設の確保		
指定緊急避難所数	34箇所（R2）	34箇所（R7）

中学校大規模改修（防災機能の向上）	未実施（R2）	実施済み（R7）
○民間住宅の耐震調査及び耐震化の促進		
耐震調査件数	18 件（R2）	23 件（R7）
耐震化実施件数	1 件（R2）	6 件（R7）
○消防・防災力の強化		
防火水槽の耐震化率	53%（R2）	100%（R7）

1-2) 集中豪雨による大規模土砂災害に伴う人的被害の発生

【急傾斜地の崩壊対策】

- ・村内には、9 箇所の急傾斜地崩壊危険区域があり、未だ着手できない箇所が数多くある。住宅密集地、避難所、要配慮者利用施設を優先的に県と連携し、防災・安全交付金活用事業（急傾斜地崩壊対策事業）を進めていく必要がある。
- ・道路法面の落石・崩壊による被害の発生を防ぐため、法面对策工事を計画的に進めていく必要がある。

【災害に強い森林づくり】

- ・豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。
- ・適切に管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、村主体の森林整備を促進する必要がある。
- ・100年の森林づくり構想事業の施策を進め、適地植林の森林整備事業を図る必要がある。

重要業績指標（KPI）

指標名	＜現状値＞	＜目標値＞
○急傾斜地の崩壊対策		
村内で対策済みの急傾斜崩壊危険区域	0 箇所（R2）	1 箇所（R7）
○災害に強い森林づくり		
水源林、溪畔林、奥山林等における環境保全に向けた、間伐実施面積	230ha（R2）	250ha（R7）

1-3) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大

【消防・防災力の強化】

- ・防災意識向上を図るため、総合防災訓練、防災士取得助成事業を継続していく必要がある。

【情報通信事業者の災害対応力強化】

- ・災害時に備え、避難施設等帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段の確保のための特設公衆電話の事前設置を県と調整・連携の上、計画的に推進する。
- ・災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

【放送ネットワークの整備】

- ・平成 17 年に農村振興地域情報基盤整備事業で整備した H F C ケーブルネットワークを令和元年度に F T T H 化に整備し、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保を図ったところであるが、今後も災害時に確実に機能するよう、雷・台風対策など適切な維持管理を推進する必要がある。

【情報伝達ツールの多重化】

- ・避難勧告や南海トラフ地震臨時情報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、C A T V 端末放送や、すぐメールを導入し、発信の迅速化に努めているが、さらに多様なツールを確保するため、スマートフォンを利用した防災対策アプリの導入など一層の充実や迅速化を図る必要がある。

【防災教育の推進】

- ・自助と共助の底上げを図るため、過去の災害を知る、ハザードマップを確認する、地域の防災訓練に参加する、防災キャンプを行うなど具体的な目標を折り込んだ新たな行動計画を定めた「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢者まで全ての世代を対象として展開する。また、運動の参加を促すため、家庭、自主防災組織など地域、学校、企業等と連携し推進を図る必要がある。

【要配慮者支援の推進】

- ・一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取り組みに加え、自主防災会や社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー等と連携した取り組みを行う必要がある。

重要業績指標（K P I）

指標名	＜現状値＞	＜目標値＞
○消防・防災力の強化		
村の支援制度により育成した防災士数	1 人（R2）	19 人（R7）
○情報伝達ツールの多重化		
C A T V 加入率	99%（R2）	100%（R7）
すぐメール登録者数	724 人（R2）	1,200 人（R7）
避難勧告等を伝達可能なツール数	4（R2）	5（R7）
○要配慮者支援の推進		
東白川村避難行動要支援者個別計画作成率	100%（R2）	100%（R7）

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【避難所機能の整備】

- ・東日本大震災を機に各集落に備蓄倉庫を設置し、計画的に備蓄品を整備してきた。引き続き備蓄倉庫の拡充、備蓄品及び設備等の適切な管理と更新に努める。

【個人備蓄の推進】

- ・大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における最低3日分の備蓄促進に向けた啓発を行う必要がある。

【授援体制の整備】

- ・災害相互応援協定により、他自治体等からの応援を受けられることとなっていることから、早急に東白川村災害時授援計画を作成し、円滑な受入体制を構築する必要がある。

【道路ネットワークの整備】

- ・大規模災害後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、最低限、緊急車両が通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災安全交付金、道路メンテナンス事業による橋梁の耐震化等の道路施設長寿命化や崩落決壊防止等を推進していく必要がある。

【上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進】

- ・村の公共施設等総合管理計画における将来の見通しとして、簡易水道が令和14年度、下水道が令和30年度より更新を計画しているが、更新時期の法定点検に加え、必要に応じて任意の点検を行い、施設設備の劣化状況、安全性等を把握し、その診断結果をもとに、総合計画との整合性を図りながら効率的に推進する必要がある。

重要業績指標（KPI）

指標名	〈現状値〉	〈目標値〉
○避難所機能の整備		
避難者に対する食料、飲料水の備蓄	900人分（R2）	1800人分（R7）
○授援体制の整備		
東白川村災害時授援・支援計画の作成	未作成（R2）	作成（R7）
○道路ネットワークの整備		
橋梁の耐震補強	0橋（R2）	2橋（R7）
○上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進		
上水道施設の耐震化率	9%（R2）	9%（R7）
下水道施設の耐震化率	0%（R2）	0%（R7）

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

【孤立・雪害・凍結対策】

- ・本村の9割を山地が占める村の地形的特性上、孤立予想集落が存在しており、大規模災害等により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、道路整備等による孤立集落対策を実施する必要がある。
- ・集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄（1週間程度）の充実を促進する必要がある。
- ・孤立集落に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星電話などの通信手段や非常用電源の確保を促進する。

【農林道の整備】

- ・地域交通ネットワークの強化及び孤立集落発生防止のため、計画的に農林道の整備・修繕及び橋梁の耐震対策を計画的に推進する。
- ・基幹農道は、農山漁村地域整備交付金（農業農村基盤整備事業）により、農道整備、橋梁耐震化に努める。

【ヘリ臨時離着陸場の整備】

- ・孤立集落の災害時の活動拠点として耕作放棄地となった農地等をヘリコプター臨時離着陸場の整備を検討する。

重要業績指標（KPI）

指標名	〈現状値〉	〈目標値〉
○孤立・雪害・凍結対策		
日照支障木の伐採	34 箇所（R2）	60 箇所（R7）
一年間の凍結防止剤の確保	300 袋（R2）	300 袋（R7）
除雪機の整備	6 機（R2）	6 機（R7）
○農林道の整備		
崩落決壊対策箇所数	6 箇所（R2）	6 箇所（R7）
○災害時活動拠点		
ヘリ臨時離着陸上の整備	3 箇所（R2）	4 箇所（R7）

2-3) 警察消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足

【消防・防災力の強化】

- ・大規模地震が発生した場合の火災に備え、防火水槽の耐震化や水利確保するために必要な誘導路の整備を計画的に推進する必要がある。
- ・少子化・過疎化の地域では、個人の事情に関係なく消防団員のなり手が少なく、団員確保が困難であるため、団員活動のあり方について検討する一方、「自らの地域は自ら守る」という郷土愛の精神に基づき団員確保に引き続き努める必要がある。

【道路ネットワークの整備】

- ・大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災安全交付金、道路メンテナンス事業による橋梁の耐震化等の道路施設長寿命化や崩落決壊防止等を推進していく必要がある。

【狭あい道路の拡幅】

- ・狭あい道路は、消火・救急活動や災害時の避難の妨げになることから、地権者の承諾を前提に防災安全交付金 住環境整備事業（狭あい道路整備事業）にとり、道路拡幅工事を推進していく必要がある。

【休耕地等の有効利用（避難所、ヘリ臨時離着陸場）】

- ・農業者の高齢化等により耕作放棄地となった農地を広域避難所やヘリコプター臨時離着陸場等の災害時の活動拠点として、有効利用方法を検討する必要がある。

重要業績指標（K P I）

指標名	〈現状値〉	〈目標値〉
○消防・防災力の強化		
消防団員の充足率	93%（140人）（R2）※条例定数150人に対する充足率	100%（120人）（R7）※条例定数120人に対する充足率
○道路ネットワークの整備		
橋梁の耐震補強（再掲）	0橋（R2）	2橋（R7）
○休耕地等の有効利用（避難所、ヘリ臨時離着陸場）		
ヘリ臨時離着陸場の整備（再掲）	3箇所（R2）	4箇所（R7）

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

【救命救急体制の充実】

- ・多数の重症者が発生した場合、救急車が確保できず救急活動が遅れるおそれがある。確保できない場合は、消防団や自主防災会等の協力により搬送する必要があることから、各種団体等への救命講習の実施を推進する必要がある。

【医療救護体制の充実】

- ・大規模災害時における医療・救護活動は、岐阜県地震災害等医療救護計画により実施し、今後も加茂医師会、加茂歯科医師会等の連携強化などにより、災害時の医療救護体制の充実を図る必要がある。

【医療・介護人材の確保及び人材育成】

- ・災害時の医療、救助活動における医療班は、国保診療所医療スタッフをもって編成されることから、計画的な医療人材の確保と県・医師会等と連携を図り人材育成に努める必要がある。

【福祉施設（民間含む）の耐震化】

- ・民間を含む社会福祉施設に対して、あらゆる機会を活用して耐震化を促し耐震化率の向上を図る必要がある。

【道路ネットワークの整備】

- ・大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災安全交付金、道路メンテナンス事業による橋梁の耐震化等の道路施設長寿命化や崩落決壊防止等を推進していく必要がある。

重要業績指標（KPI）

指標名	〈現状値〉	〈目標値〉
○救命救急体制の充実		
救命講習実施状況（受講者数）	200人（R2）	400人（R7）
○道路ネットワークの整備		
橋梁の耐震補強（再掲）	0橋（R2）	2橋（R7）

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する**3-1) 村職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下****【庁舎等の防災拠点機能の確保】**

- ・防災拠点である本庁舎そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、災害時優先実務が持続できるよう、必要な施設・設備の更新と将来の庁舎老朽化対策を検討する必要がある。
- ・本庁舎が被災し機能不全となった場合の代替拠点に対し、必要な資機材等を整備し、バックアップ機能の強化を図る必要がある。

【業務の継続体制の強化（BCP）】

- ・災害時に備え、非常時優先業務の選定、職員の参集体制等について、周知徹底や訓練を行うとともに、常に最新の状況に反映した計画となるよう点検を実施する必要がある。
- ・職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める必要がある。
- ・職員用食料、飲料水、庁舎用非常電源等は確保しているが、充足数には達していないので、必要な物資の備蓄を推進し、非常時優先業務の環境を確保する必要がある。

【授援体制の整備】

- ・災害相互応援協定により、他自治体等からの応援を受けられることとなっていることから、早急に東白川村災害時授援計画を作成し、円滑な受入体制を構築する必要がある。

【切れ目のない被災者生活再建支援】

- ・各種支援施策、支援窓口（民間ボランティアやNPO法人等を含む。）、具体的な手続き方法、留意点などを盛り込んだ「生活支援制度ガイドブック」（仮称）の作成やワンストップ窓口の設置などにより、被災者が被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援が受けられる取り組みを促進する必要がある。

重要業績指標（KPI）

指標名	〈現状値〉	〈目標値〉
○業務の継続体制の強化		
職員向け防災教育	0回/年（R2）	1回/年（R2）
○授援体制の整備		
東白川村災害時授援計画の作成	未作成（R2）	作成（R7）
生活支援制度ガイドブックの作成	未作成（R2）	作成（R7）

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信網は確保する

4-1) 情報通信網（CATV等）の長期停止による災害情報が伝達できない事態

【放送ネットワークの整備】

- ・平成17年に農村振興地域情報基盤整備事業で整備したHFCケーブルネットワークを令和元年度にFTTH化に整備し、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保を図ったところであるが、今後も災害時に確実に機能するよう、雷・台風対策など適切な維持管理を推進する必要がある。

【情報伝達ツールの多重化】

- ・避難勧告や南海トラフ地震臨時情報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、CATV端末放送や、すぐメールを導入し、発信の迅速化に努めているが、さらに多様なツールを確保するため、スマートフォンを利用した防災対策アプリの導入など一層の充実や迅速化を図る必要がある。

【情報通信事業者の災害対応力強化】

- ・災害時に備え、避難施設等帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段の確保のための特設公衆電話の事前設置を県と調整・連携の上、計画的に推進する必要がある。
- ・災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

重要業績指標（KPI）

指標名	〈現状値〉	〈目標値〉
-----	-------	-------

○情報伝達ツールの多重化		
避難勧告等を伝達可能なツール数（再掲）	4（R2）	5（R7）
○情報通信事業者の災害対応力強化		
総合防災訓練等における体験利用実施回数	0回/年（R2）	1回/年（R7）

5. 大規模自然災害発生であっても、生活・経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺

【BCP等の策定支援】

- ・村内企業のBCP策定支援や中小企業が策定する「事業継続力強化計画」の策定支援を行い、企業等の災害への対策強化を推進する必要がある。
- ・企業内へのBCP定着を推進するため、BCP策定後の事業者を対象とした運用後のフォローアップを行う必要がある。

【観光地等の風評被害防止対策の推進】

- ・大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する場合があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する必要がある。

重要業績指標（KPI）

指標名	〈現状値〉	〈目標値〉
○BCP等の策定支援		
企業のBCP策定率	0%（R2）	50%（R7）

5-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

【道路ネットワークの整備】

- ・大規模災害後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災安全交付金、道路メンテナンス事業による橋梁の耐震化等の道路施設長寿命化や崩落決壊防止等を推進していく必要がある。

【農林道の整備】

- ・地域交通ネットワークの強化及び孤立集落発生防止のため、計画的に農林道の整備・修繕及び橋梁の耐震対策を計画的に推進する必要がある。
- ・基幹農道は、農山漁村地域整備交付金（農業農村基盤整備）により、農道整備、橋梁耐震化に努める必要がある。

重要業績指標（KPI）

指標名	〈現状値〉	〈目標値〉
-----	-------	-------

○道路ネットワークの整備		
橋梁（村道）の耐震補強（再掲）	0 橋（R2）	2 橋（R7）
○農林道の整備		
橋梁（農林道）の耐震補強	0 橋（R2）	0 橋（R7）

5-3) 食料や物資の供給の途絶

【支援物資供給に係る官民の連携体制の強化】

- ・生活必需品や医療救護、緊急体制など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める必要がある。また、災害時において活動できるよう、各協定締結団体と平時から「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う必要がある。

【農地の有効活用】

- ・農地は、延焼防止や緊急時の退避場所、復旧資材の仮置場等の機能が果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう管理に努める必要がある。

【農地・農業水利施設等の適切な管理】

- ・安定した食糧供給と国土保全機能を維持するため、中山間地域農業農村総合整備事業を推進し、老朽化した施設の修繕に努める必要がある。
- ・農地・農業施設の維持管理について、地元の管理組織の体制整備を支援する必要がある。

重要業績指標（KPI）

指標名	＜現状値＞	＜目標値＞
○支援物資供給に係る官民の連携体制の強化		
物資の確保、供給に係る民間団体との協定数	7 件（R2）	9 件（R7）

6. 大規模自然災害発生であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気・ガス・上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) ライフライン（電気・ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

【ライフライン事業者との協力連携の強化】

- ・ライフライン事業者の復旧拠点地の利用に関する協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を推進する必要がある。
- ・平常時からの情報交換を行うとともに、平時からの連携を密にし、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努める必要がある。

【総合的な大規模停電対策の推進】

- ・暴風・豪雪に伴う停電発生を未然に防止するため、村、電気事業者及び県関係部署が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する必要がある。

- ・村（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行うとともに、電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者、災害時協定締結団体等との連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。
- ・平時から電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、停電発生に備えた村災害対策本部への情報連絡員の派遣、早期復旧を図るための被害状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画の共有及び連携方策、電源車の配備等について、電気事業者との協定締結により連携・協力体制を強化する必要がある。
- ・停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、村は電気事業者、県と相互に連携して多用な情報伝達手段を活用してきめ細やかな情報発信を行う必要がある。
- ・強風、大雪等による停電及びこれらに起因する被害を抑制するため、電線周辺の倒木のおそれがある立木の伐採を令和元年度から県及び電力会社の補助を受け、ライフライン保全対策事業として実施しているが、事業期間終了後においても引き続き実施できるよう検討する必要がある。

【上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進】

- ・村の公共施設等総合管理計画における将来の見通しとして、簡易水道が令和14年度、下水道が令和30年度より更新を計画しているが、更新時期の法定点検に加え、必要に応じて任意の点検を行い、施設設備の劣化状況、安全性等を把握し、その診断結果をもとに、総合計画との整合性を図りながら効率的に推進する必要がある。

【合併浄化槽への転換推進】

- ・老朽化した単独処理浄化槽から合併浄化槽への転換を循環型社会形成推進交付金（浄化槽）により引き続き促進する必要がある。

【分散型電源としての再生可能エネルギーの活用】

- ・木質バイオマス発電や小水力発電施設など、地域資源を活用した再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの創出と活用の取り組みを検討する必要がある。

【道路啓開の迅速な実施】

- ・緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有樹木の伐採を引き続き推進するとともに、道路啓開計画を作成し、対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を実施する必要がある。

【電気事業者の災害対応力強化】

- ・電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、電力ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図るとともに、他電気事業者からの応援要員を含めた人員確保、ドローンを活用した迅速な被災

状況の把握など、早期復旧のための体制を強化する必要がある。

【情報通信事業者の災害対応力強化】

- ・災害時に備え、避難施設等帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段の確保のための特設公衆電話の事前設置を県と調整・連携の上、計画的に推進する必要がある。
- ・災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、通信事業者等と平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

【ガス事業者の災害対応力強化】

- ・災害時にガス供給を迅速に復旧するため、L P ガス供給事業者、配管設備事業者等と平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

【災害用バルク供給システムの導入】

- ・熱源確保のため、医療・救護や避難場所となる国保診療所及び附属老人保健施設の建設にあわせて、L P ガスバルク供給システムを導入したが、導入施設の拡大を図る必要がある。

重要業績指標（K P I）

指標名	〈現状値〉	〈目標値〉
○ライフライン事業者との協力連携の強化		
ライフライン事業者との協定締結	3 件（R2）	4 件（R7）
○総合的な大規模停電対策の推進		
災害時協定締結団体	1 件（R2）	1 件（R7）
ライフライン保全対策実施箇所数	2 箇所（R2）	4 箇所（R7）
○上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進		
水道施設の耐震化率	9%（R2）	9%（R7）
下水道施設の耐震化率	0%（R2）	0%（R7）
○合併浄化槽への転換推進		
合併浄化槽加入率	80%（R2）	85%（R7）
○災害用バルク供給システムの導入		
災害用バルク供給システム導入施設数	1 箇所（R2）	2 箇所（R7）

6-2) 地域交通ネットワークの分断

【道路等の復旧に係る協定締結】

- ・関係団体による被害調査や応急復旧活動の協力について、協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を推進する必要がある。
- ・平常時からの情報交換を行うとともに、平時からの連携を密にし、総合防災訓練へ関係事業

者に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努める必要がある。

【道路ネットワークの整備】

- ・大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災安全交付金、道路メンテナンス事業による橋梁の耐震化等の道路施設長寿命化や崩落決壊防止等を推進していく必要がある。

【農林道の整備】

- ・地域交通ネットワークの強化及び孤立集落発生防止のため、計画的に農林道の整備・修繕及び橋梁の耐震対策を推進する必要がある。
- ・基幹農道は、農山漁村地域整備交付金（農業農村基盤整備）により、農道整備、橋梁耐震化に努める必要がある。

【道路情報の収集・提供】

- ・大規模災害時、迅速な復旧や物資輸送等の混乱を回避するため、道路情報の収集及び情報提供システムの構築を検討する。

【建設業ＢＣＭの普及・策定支援】

- ・地域の復旧・復興において重要な役割を果たす建設業の事業継続力向上を図るため、村と災害応援協定を締結する建設業者等が取り組むＢＣＭ（事業継続マネジメント）を認定する制度の普及、策定に向けた支援を実施する必要がある。

【公共施設の総合的な管理計画】

- ・高度経済成長期に整備した公共施設等が大規模修繕や建替えを行う時期を迎えていることから、総合的かつ計画的な視点で施設の更新・長寿命化などを実施するため「東白川村公共施設等総合管理計画」に基づき実施する必要がある。

【技術職員の確保】

- ・社会資本の高齢化が進む中、村では技術系職員が不足しているため、職員採用計画に基づき採用の確保に努めるほか、国・県の支援による技術職員の確保に努める必要がある。

重要業績指標（ＫＰＩ）

指標名	＜現状値＞	＜目標値＞
○道路等の復旧に係る協定締結		
道路等の復旧に係る協定締結団対数	1 団体（R2）	1 団体（R7）
○技術職員の確保		
技術系職員数	0 人（R2）	1 人（R7）

6-3) 水源地の土砂崩壊や異常渇水による用水の供給の長期間にわたる途絶

【治山対策】

- ・山地における自然災害を最小限に防止するため、山地災害が危惧されている箇所については、早期着工に向けて県へ要望活動を引き続き行い、事業の推進に当たっては村が協力をする必要がある。

【給水体制の構築】

- ・渇水対策として、既存の資機材の活用を図るほか、大規模地震や長時間停電対策に備え給水袋の各戸配布や給水車の整備を検討する必要がある。

重要業績指標（K P I）

指標名	〈現状値〉	〈目標値〉
○給水体制の構築		
給水車の整備	0 台（R2）	1 台（R7）

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 密集地での大規模火災発生

【消防力の強化】

- ・大規模地震が発生した場合の火災に備え、防火水槽の耐震化や水利確保するために必要な誘導路の整備を計画的に推進する必要がある。
- ・少子化・過疎化の地域では、個人の事情に関係なく消防団員のなり手が少なく、団員確保が困難であるため、団員活動のあり方について検討する一方、「自らの地域は自ら守る」という郷土愛の精神に基づき団員確保に引き続き努める必要がある。
- ・現在の災害協力締結を引き続き維持するとともに、県外を含む他市町村や民間企業と新たな協定を構築していく必要がある。

【狭あい道路の拡幅】

- ・狭あい道路は、消火・救急活動や災害時の避難の妨げになることから、地権者の承諾を前提に防災安全交付金 住環境整備事業（狭あい道路整備事業）により道路拡幅工事を推進していく必要がある。

【空き家対策】

- ・村内には 150 軒近くの空き家があり、その多くは大規模災害発生時に倒壊するおそれがあり、道路の閉塞や火災の要因となることから、日頃から所有者と連絡を取りあい、空き家バンクの登録、空き家対策総合支援事業や村の補助を活用した空き家の活用、危険家屋の解体など総合的な空き家対策を積極的に講じていく必要がある。

【休耕地等の有効利用（避難所、ヘリ臨時離着陸上）】

- ・ 農業者の高齢化等により耕作放棄地となった農地を広域避難所やヘリコプター臨時離着陸場等の災害時の活動拠点として、有効利用方法を検討する必要がある。

重要業績指標（KPI）

指標名	〈現状値〉	〈目標値〉
○消防力の強化		
災害協力締結団体数	2 団体（R2）	2 団体（R7）
小型動力ポンプ更新済み数	5 台（R2）	11 台（R7）
○空き家対策		
空家対策特別措置法に基づく「空家等対策計画」の策定	策定済み	策定済み
危険空き家の解体補助	0 件（R2）	2 件（R7）
空き家率	15%（R2）	13%（R7）

7-2) 貯水池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【河川・水路施設等の維持管理対策】

- ・ 村が管理する河川構造物等について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う必要がある。

【農業用ため池の防災対策】

- ・ 生命、財産に影響を与えるおそれがある農業用ため池については、点検・調査を実施し、計画的な整備等を進め、対策を必要とするため池については、ハード対策を順次進める。また、危険箇所周知のため、ため池ハザードマップを作成し、住民の一層の周知に努める必要がある。

重要業績指標（KPI）

指標名	〈現状値〉	〈目標値〉
○農業用ため池の防災対策		
ため池ハザードマップ作成率	100%（R2）	100%（R7）

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農地・農業水利施設等の適切な管理】

- ・ 安定した食糧供給と国土保全機能を維持するため、中山間地域農業農村総合整備事業を推進し、老朽化した施設の修繕に努める必要がある。
- ・ 農地・農業施設の維持管理について、地元の管理組織の体制整備を支援する必要がある。

【治山対策】

- ・ 山地における自然災害を最小限に防止するため、山地災害が危惧されている箇所については、早期着工に向けて県へ要望活動を引き続き行い、事業の推進に当たっては村が協力をする

必要がある。

【災害に強い森林づくり】

- ・豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。
- ・適切に管理が行われていない森林については、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、村主体の森林整備を促進する必要がある。
- ・100年の森林づくり構想事業の施策を進め、適地植林の森林整備事業を図る必要がある。
- ・林業・製材業・建築業担い手育成事業による林業の担い手・育成を推進する必要がある。

【鳥獣被害防止対策の推進】

- ・農林従事者や狩猟免許保持者の減少により、野生鳥獣を適切に管理する機能が低下しており、鳥獣による農林業被害の拡大と鳥獣被害による耕作放棄地の拡大が生じていることから、農地や森林の多目的機能の低下を防ぐため、東白川村鳥獣被害防止計画を基に鳥獣被害防止対策事業交付金等を活用し、鳥獣の進入防止や捕獲による個体数の調整等、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。
- ・有害鳥獣捕獲隊の担い手の高齢化及び後継者不足解消のため、新たな担い手の育成及び地域での捕獲の支援を推進する必要がある。

【都市との交流促進】

- ・地域資源（農地、山林、イベント等）を活用した都市との交流を通して、多様な人材の移住・定住を促進する必要がある。

重要業績指標（KPI）

指標名	＜現状値＞	＜目標値＞
○農地・農業水利施設等の適切な管理		
総合的な鳥獣被害防止対策実施集落数	1 集落（R2）	2 集落（R7）
○災害に強い森林づくり		
水源林、溪畔林、奥山林等における環境保全に向けた、間伐実施面積（再掲）	230ha（R2）	250ha（R7）
危険伐採実施箇所数	箇所（R2）	箇所（R7）
枯損木伐採実施箇所数	23 箇所（R2）	25 箇所（R7）
○鳥獣被害防止対策の推進		
鳥獣被害防止柵対策実施集落数	2 集落（R2）	3 集落（R7）
有害鳥獣捕獲隊員数	29 人（R2）	30 人（R7）
○都市との交流促進		
移住・定住者数	11 人（R2）	36 人（R7）

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【災害廃棄物対策の推進】

- ・災害廃棄物の迅速な処理を行うため、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県との連絡調整など、災害を想定した演習及び研修会に積極的に参加することで、災害廃棄物処理計画の実効性を確保し、災害廃棄物の処理体制の強化を図る必要がある。

【有害物質対策の検討】

- ・アスベストや化学物資等の有害物質の飛散・流出対策については、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。

【河川に流出したごみ等の撤去】

- ・河積を阻害している立木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取り組みにあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。

重要業績指標（KPI）

指標名	〈現状値〉	〈目標値〉
○災害廃棄物対策の推進		
災害廃棄物処理計画	策定済み（R2）	策定済み（R7）

8-2) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

【災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成】

- ・大規模災害発生時に行政、社会福祉協議会、NPO・災害ボランティア団体等が連携・協働して行くための「東白川村災害ボランティア連絡調整会議（仮称）」を速やかに設置し、ボランティアの受入体制を整備するため、平時から関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る必要がある。
- ・大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンター支援などを担う災害ボランティア支援職員を養成する必要がある。
- ・倒木処理など専門技術を要するニーズに対応するため、森林組合や土木建設業者等との連携を構築する必要がある。

【防災人材の育成】

- ・「清流の国ぎふ防災・減災センター」等で開催される防災リーダー育成に対する支援を引き続き行い、育成した人材が自主防災組織等と連携を深めそれぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する必要がある。

【コミュニティ活動の担い手育成】

- ・災害時に「共助」の力を発揮するためにも、平時からのコミュニティ活力維持を図る必要があることから、県と連携し、地域ごとの状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する必要がある。
- ・地域のコミュニティとして様々な活動と地域活動を組み合わせること等により、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する必要がある。

【建設業の担い手育成・確保】

- ・地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、施工時期の平準化、週休2日制の導入や現場環境の改善等を進めるほか、県と連携し、ICTの活用による生産性向上等により魅力ある労働環境を整備し、あわせて技術力・生産性向上を目的とした研修、現場見学会など担い手確保につながる魅力発信等を行い、将来にわたって希望と誇りを持てる建設業の確立を支援する必要がある。

【技術職員の確保】

- ・社会資本の高齢化が進む中、村では技術系職員が不足しているため、職員採用計画に基づき採用の確保に努めるほか、国・県の支援による技術職員の確保に努める必要がある。

重要業績指標（KPI）

指標名	〈現状値〉	〈目標値〉
○防災人材の育成		
村の支援制度により育成した防災士数（再掲）	1人（R2）	19人（R7）
職員向け防災研修（再掲）	0回/年（R2）	1回/年（R7）
○技術職員の確保（再掲）		
技術系職員数（再掲）	0人（R2）	1人（R7）

8-3) 幹線道路損壊や広域的土砂崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ**【急傾斜地の崩壊対策】**

- ・村内には、9箇所の急傾斜地崩壊危険区域があり、未だ着手できない箇所が数多くある。住宅密集地、避難所、要配慮者利用施設を優先的に県と連携し、防災・安全交付金活用事業（急傾斜地崩壊対策事業）を進めていく必要がある。
- ・道路法面の落石・崩壊による被害の発生を防ぐため、法面对策工事を計画的に進めていく必要がある。

【道路ネットワークの整備】

- ・大規模災害後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災安全交付金、道路メンテナンス事業による橋梁の耐震化等の道路施設長寿命化や崩落決壊防止等を推進していく必要がある。

る。

【地籍調査の推進】

- ・土地の境界確認が円滑に行われることが、迅速な復旧・復興に繋がるため、社会資本総合交付金（防災安全交付金）や、地籍調査費（負担金）等を活用し、地籍調査事業を引き続き推進していく必要がある。

重要業績指標（KPI）

指標名	＜現状値＞	＜目標値＞
○急傾斜地の崩壊対策		
村内で対策済みの急傾斜崩壊危険区域（再掲）	0箇所（R2）	1箇所（R7）
○道路ネットワークの整備		
橋梁の耐震補強（再掲）	0橋（R2）	2橋（R7）
○地籍調査の推進		
地籍調査進捗率	41%（R2）	53%（R7）

施策分野ごとの脆弱性評価

(1) 行政機能 ～公助の強化～

【庁舎等の防災拠点機能の確保】

- ・ 防災拠点である本庁舎そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、災害時優先実務が持続できるよう、必要な施設・設備の更新と将来の庁舎老朽化対策を検討する必要がある。
- ・ 本庁舎が被災し機能不全となった場合の代替拠点に対し、必要な資機材等を整備し、バックアップ機能の強化を図る必要がある。

【村所有建築物の耐震化】

- ・ 村所有の多くは、災害時の指定避難所として活用されることから耐震面に懸念のある建物については、村総合計画及び東白川村公共施設等総合管理計画に基づき耐震化を行う必要がある。

【避難施設の確保】

- ・ 災害に備え、指定緊急避難所 34 施設を指定している。引き続き、適切な維持管理に努め、老朽化等に伴い統廃合される施設の代替施設として民間施設の利用について検討していく必要がある。
- ・ 主に神土地区住民の指定避難所として役割を担っている東白川中学校体育館は老朽化しているため、大規模改修を行うとともに、併せて防災機能の向上を図る必要がある。

【避難所機能の整備】

- ・ 東日本大震災を機に各集落に備蓄倉庫を設置し、計画的に備蓄品を整備してきた。引き続き備蓄倉庫の拡充、備蓄品及び設備等の適切な管理と更新に努める。
- ・ 避難所生活が少しでも快適に過ごせるよう、トイレの水洗化、バリアフリー化等を計画的に整備する必要がある。

【避難所の感染症対策】

- ・ 避難所における感染症対策として、感染症対策に必要な物資・資材を計画的に整備する必要がある。
- ・ 災害や被災者の状況によっては、指定避難所以外の避難所開設や親戚や友人の家等への避難など事前に対応を検討する必要がある。

【業務の継続体制の強化（BCP）】

- ・ 災害時に備え、非常時優先業務の選定、職員の参集体制等について、周知徹底や訓練を行うとともに、常に最新の状況に反映した計画となるよう点検を実施する必要がある。

- ・職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める必要がある。
- ・職員用食料、飲料水、庁舎用非常電源等は確保しているが、充足数には達していないので、必要な物資の備蓄を推進し、非常時優先業務の環境を確保する必要がある。

【授援体制の整備】

- ・災害相互応援協定により、他自治体等からの応援を受けられることとなっていることから、早急に東白川村災害時授援計画を作成し、円滑な受入体制を構築する必要がある。

【ライフライン事業者との協力連携の強化】

- ・ライフライン事業者の復旧拠点地の利用に関する協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を推進する必要がある。
- ・平常時からの情報交換を行うとともに、平時からの連携を密にし、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努める必要がある。

【道路等の復旧に係る協定締結】

- ・関係団体による被害調査や応急復旧活動の協力について、協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を推進する必要がある。
- ・平常時からの情報交換を行うとともに、平時からの連携を密にし、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努める必要がある。

【切れ目のない被災者生活再建支援】

- ・各種支援施策、支援窓口（民間ボランティアやNPO法人等を含む。）、具体的な手続き方法、留意点などを盛り込んだ「生活支援制度ガイドブック」（仮称）の作成やワンストップ窓口の設置などにより、被災者が被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援が受けられる取り組みを促進する必要がある。

【消防・防災力の強化】

- ・大規模地震が発生した場合の火災に備え、防火水槽の耐震化や水利確保するために必要な誘導路の整備を計画的に推進する必要がある。
- ・少子化・過疎化の地域では、個人の事情に関係なく消防団員のなり手が少なく、団員確保が困難であるため、団員活動のあり方について検討する一方、「自らの地域は自ら守る」という郷土愛の精神に基づき団員確保に引き続き努める必要がある。
- ・防災意識向上を図るため、総合防災訓練、防災士取得助成事業を継続していく必要がある。
- ・現在の災害協力締結を引き続き維持するとともに、県外を含む他市町村や民間企業と新たな協定を構築していく必要がある。
- ・応援協定に基づく連携体制が円滑に実施できるように、平素からの締結自治体間での定期的な会合等を開催し、首長を始め職員同士連絡し合える関係づくりに努める必要がある。

- ・大規模災害が発生した際のボランティア活動に対し、初期対応が遅れることのないよう、東白川村社会福祉協議会などの関係機関と蜜に連携し、計画的に「災害ボランティアセンター」の設置訓練を実施する必要がある。

【救命救急体制の充実】

- ・多数の重症者が発生した場合、救急車が確保できず救急活動が遅れるおそれがある。確保できない場合は、消防団や自主防災会等の協力により搬送する必要があることから、各種団体等への救命講習の実施を推進する必要がある。

【放送ネットワークの整備】

- ・平成 17 年に農村振興地域情報基盤整備事業で整備した H F C ケーブルネットワークを令和元年度に F T T H 化に整備し、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保を図ったところであるが、今後も災害時に確実に機能するよう、雷・台風対策など適切な維持管理を進める必要がある。

【情報伝達ツールの多重化】

- ・避難勧告や南海トラフ地震臨時情報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、C A T V 端末放送や、すぐメールを導入し、発信の迅速化に努めているが、さらに多様なツールを確保するため、スマートフォンを利用した防災対策アプリの導入など一層の充実や迅速化を図る必要がある。

(2) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

【道路ネットワークの整備】

- ・大規模災害後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災安全交付金、道路メンテナンス事業による橋梁の耐震化等の道路施設長寿命化や崩落決壊防止等を推進していく必要がある。

【道路情報の収集・提供】

- ・大規模災害時、迅速な復旧や物資輸送等の混乱を回避するため、道路情報の収集及び情報提供システムの構築を検討する。

【孤立・雪害・凍結対策】

- ・本村の 9 割を山地が占める村の地形的特性上、孤立予想集落が存在しており、大規模災害等により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、道路整備等による孤立集落対策を実施する必要がある。また、耕作放棄地となった農地等を災害時の活動拠点として、ヘリコプター臨時離着陸場の整備を検討する。
- ・集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄

(1週間程度)の充実を促進する必要がある。

- ・孤立集落に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星電話などの通信手段や非常用電源の確保を促進する必要がある。
- ・本村全域で積雪や凍結による通行支障が生じることから、早期に通行の確保をするために、除雪委託業者との連携強化を図るとともに、凍結防止剤の不足にならないよう必要数の確保に努める必要がある。
- ・道路凍結解消対策として、日照支障木の伐採事業を継続して実施していく必要がある。

(3) 国土保全 ～河川・砂防・治山対策～

【急傾斜地の崩壊対策】

- ・村内には、9箇所の急傾斜地崩壊危険区域があり、未だ着手できない箇所が数多くある。住宅密集地、避難所、要配慮者利用施設を優先的に県と連携し、防災・安全交付金活用事業（急傾斜地崩壊対策事業）を進めていく必要がある。

【狭あい道路の拡幅】

- ・狭あい道路は、消火・救急活動や災害時の避難の妨げになることから、地権者の承諾を前提に防災安全交付金 住環境整備事業（狭あい道路整備事業）にとり、道路拡幅工事を推進していく必要がある。

【地籍調査の推進】

- ・土地の境界確認が円滑に行われることが、迅速な復旧・復興に繋がるため、社会資本整備総合交付金（防災安全交付金）や地籍調査費（負担金）等を活用し、地籍調査事業を引き続き推進していく必要がある。

【治山対策】

- ・山地における自然災害を最小限に防止するため、山地災害が危惧されている箇所については、早期着工に向けて県へ要望活動を引き続き行い、事業の推進に当たっては村が協力をする必要がある。

【河川・水路施設等の整備】

- ・ゲリラ豪雨・台風の大型化により、水害が頻発化・激甚化してきており、さらに、地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが予想される。そのため、ハード・ソフト対策の両面で地域の特性を踏まえた防災・減災対策を推進していく必要がある。
- ・土石流特別警戒区域で避難所、要配慮者施設がある河川については、県と連携し防災安全交付金砂防事業等を推進していく必要がある。

【河川・水路施設等の維持管理対策】

- ・村が管理する河川構造物等について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持

管理を行う必要がある。

(4) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～

【農地の有効活用】

- ・農地は、延焼防止や緊急時の退避場所、復旧資材の仮置場等の機能が果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう管理に努める必要がある。

【農地・農業水利施設等の適切な管理】

- ・安定した食糧供給と国土保全機能を維持するため、中山間地域農業農村総合整備事業を推進し、老朽化した施設の修繕に努める必要がある。
- ・農地・農業施設の維持管理について、地元の管理組織の体制整備を支援する必要がある。

【農業用ため池の防災対策】

- ・生命、財産に影響を与えるおそれがある農業用ため池については、点検・調査を実施し、計画的な整備等を進め、対策を必要とするため池については、ハード対策を順次進める。また、危険箇所周知のため、ため池ハザードマップを作成し、住民の一層の周知に努める必要がある。

【災害に強い森林づくり】

- ・豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。
- ・適切に管理が行われていない森林については、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、村主体の森林整備を促進する必要がある。
- ・100年の森林づくり構想事業の施策を進め、適地植林の森林整備事業を図る必要がある。
- ・林業・製材業・建築業担い手育成事業による林業の担い手・育成を推進する必要がある。

【農林道の整備】

- ・地域交通ネットワークの強化及び孤立集落発生防止のため、計画的に農林道の整備・修繕及び橋梁の耐震対策を推進する必要がある。
- ・基幹農道は、農山漁村地域整備交付金（農業農村基盤整備）により、農道整備、橋梁耐震化に努める必要がある。

【鳥獣被害防止対策の推進】

- ・農林従事者や狩猟免許保持者の減少により、野生鳥獣を適切に管理する機能が低下しており、鳥獣による農林業被害の拡大と鳥獣被害による耕作放棄地の拡大が生じていることから、農地や森林の多目的機能の低下を防ぐため、東白川村鳥獣被害防止計画を基に鳥獣被害防止対策事業交付金等を活用し、鳥獣の進入防止や捕獲による個体数の調整等、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。
- ・有害鳥獣捕獲隊の担い手の高齢化及び後継者不足解消のため、新たな担い手の育成及び地域

での捕獲の支援を推進する必要がある。

【都市との交流促進】

- ・地域資源（農地、山林、イベント等）を活用した都市との交流を通して、多様な人材の移住・定住を促進する必要がある。

（５）住宅・土地利用 ～災害に強いまちづくり～

【民間住宅の耐震調査及び耐震化の促進】

- ・公共建築物と比較すると耐震化が進んでいない状況であることから、イベントや広報誌等による耐震化の重要性、必要性についての普及啓発を行う必要がある。
- ・また、耐震診断や耐震補強補助については、現行補助制度の見直しを含め一層推進し、旧基準建築物の耐震改修工事、建て替えの促進を図る必要がある。

【空き家対策】

- ・村内には 150 軒近くの空き家があり、その多くは大規模災害発生時に倒壊するおそれがあり、道路の閉塞や火災の要因となることから、日頃から所有者と連絡を取りあい、空き家バンクの登録、空き家対策総合支援事業や村の補助を活用した空き家の活用、危険家屋の解体など総合的な空き家対策を積極的に講じていく必要がある。

【ブロック塀の除去推進】

- ・本村が実施した調査では、現行基準に適合しないブロック塀は存在していないが、今後は定期的に安全点検を実施するとともに、現行基準に適合しないブロック塀の除去・改修に対する村の補助制度を創設し、ブロック塀の除去等の推進に努める必要がある。

【給水体制の構築】

- ・渇水対策として、既存の資機材の活用を図るほか、大規模地震や長時間停電に備え給水袋の各戸配布や給水車の整備を検討する必要がある。

【休耕地等の有効利用（避難所、ヘリ臨時離着陸場）】

- ・農業者の高齢化等により耕作放棄地となった農地を広域避難所やヘリコプター臨時離着陸場等の災害時の活動拠点として、有効利用方法を検討する必要がある。

（６）保健・医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

【医療救護体制の充実】

- ・大規模災害時における医療・救護活動は、岐阜県地震災害等医療救護計画により実施し、今後も加茂医師会、加茂歯科医師会等との連携強化などにより、災害時の医療救護体制の充実を図る必要がある。

【医療・介護人材の確保及び人材育成】

- ・災害時の医療、救助活動における医療班は、国保診療所医療スタッフをもって編成されることから、計画的な医療人材の確保と県・医師会等と連携を図り人材育成に努める必要がある。

【通院支援バスのシステム化】

- ・高齢者、障がい者等に対して実施している通院・買い物支援バスが災害時における避難支援バスとして活用できるよう担当部局と連携し、システム化を図る必要がある。

【福祉施設（民間含む）の耐震化】

- ・民間を含む社会福祉施設に対して、あらゆる機会を活用して耐震化を促し耐震化率の向上を図る必要がある。

【感染予防対策】

- ・衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大防止のため、マスク、消毒液等の備蓄や配布体制の強化について、関係機関と検討する必要がある。
- ・予防接種により罹患を抑制できる感染症については、予防接種率向上を図るため、CATV や健康教室等を活用し、医師や保健師により接種を呼びかける必要がある。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に該当する新型ウイルス等による感染拡大防止対策のため、県・医療機関等と連携を強化しながら、対応マニュアルの策定や各部局間で情報の共有化を図り、また、定期的な研修を実施する必要がある。

（７）産業 ～サプライチェーンの確保、風評被害防止対策～

【ＢＣＰ（事業継続計画）等の策定支援】

- ・村内企業のＢＣＰ策定支援や中小企業が策定する「事業継続力強化計画」の策定支援を行い、企業等の災害への対策強化を推進する必要がある。
- ・企業内へのＢＣＰ定着を推進するため、ＢＣＰ策定後の事業者を対象とした運用後のフォローアップを行う必要がある。

【建設業ＢＣＭの普及・策定支援】

- ・地域の復旧・復興において重要な役割を果たす建設業の事業継続力向上を図るため、村と災害応援協定を締結する建設業者等が取り組むＢＣＭ（事業継続マネジメント）を認定する制度の普及、策定に向けた支援を実施する必要がある。

【観光地等の風評被害防止対策の推進】

- ・大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する場合があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する。

（８）ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～**【総合的な大規模停電対策の推進】**

- ・暴風・豪雪に伴う停電発生を未然に防止するため、村、電気事業者及び県関係部署が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する必要がある。
- ・村（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行うとともに、電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者、災害時協定締結団体等との連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。
- ・平時から電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、停電発生に備えた村災害対策本部への情報連絡員の派遣、早期復旧を図るための被害状況、道路啓開等に関する情報や普及計画の共有及び連携方策、電源車の配備等について、電気事業者との協定締結により連携・協力体制を強化する必要がある。
- ・停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、村は電気事業者、県と相互に連携して多用な情報伝達手段を活用してきめ細やかな情報発信を行う必要がある。
- ・強風、大雪等による停電及びこれらに起因する被害を抑制するため、電線周辺の倒木のおそれがある立木の伐採を令和元年度から県及び電力会社の補助を受け、ライフライン保全対策事業として実施しているが、事業期間終了後においても引き続き実施できるよう検討する必要がある。

【上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進】

- ・村の公共施設等総合管理計画における将来の見通しとして、簡易水道が令和 14 年度、下水道が令和 30 年度より更新を計画しているが、更新時期に法定点検に加え、必要に応じて任意の点検を行い、施設設備の劣化状況、安全性等を把握し、その診断結果をもとに、総合計画との整合性を図りながら効率的に推進する必要がある。

【合併浄化槽への転換推進】

- ・老朽化した単独処理浄化槽から合併浄化槽への転換を循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）により引き続き促進する必要がある。

【分散型電源としての再生可能エネルギーの活用】

- ・木質バイオマス発電や小水力発電施設など、地域資源を活用した再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの創出と活用の取り組みを検討する必要がある。

【道路啓開の迅速な実施】

- ・緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有樹木の伐採を引き続き推進するとともに、道路啓開計画を作成し、対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を実施する必要がある。

【電気事業者の災害対応力強化】

- ・電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、電力ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図るとともに、他電気事業者からの応援要員を含めた人員確保、ドローンを活用した迅速な被災状況の把握など、早期復旧のための体制を強化する必要がある。

【情報通信事業者の災害対応力強化】

- ・災害時に備え、避難施設等帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段の確保のための特設公衆電話の事前設置を県と調整・連携の上、計画的に推進する必要がある。
- ・災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

【ガス事業者の災害対応力強化】

- ・災害時にガス供給を迅速に復旧するため、L P ガス供給事業者、配管設備事業者等と平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

【災害用バルク供給システムの導入】

- ・熱源確保のため、医療・救護や避難場所となる国保診療所及び附属老人保健施設の建設にあわせて、L P ガスバルク供給システムを導入したが、導入施設の拡大を図る必要がある。

（９）環境 ～廃棄物及び有害物質対策～**【災害廃棄物対策の推進】**

- ・災害廃棄物の迅速な処理を行うため、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県との連絡調整など、災害を想定した演習及び研修会に積極的に参加することで、災害廃棄物処理計画の実効性を確保し、災害廃棄物の処理体制の強化を図る必要がある。

【有害物質対策の検討】

- ・アスベストや科学物資等の有害物質の飛散・流出対策については、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。

【河川に流出したごみ等の撤去】

- ・河積を阻害している立木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取り組みにあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。

(10) リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成

【防災教育の推進】

- ・自助と共助の底上げを図るため、過去の災害を知る、ハザードマップを確認する、地域の防災訓練に参加する、防災キャンプを行うなど具体的な目標を折り込んだ新たな行動計画を定めた「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢者まで全ての世代を対象として展開する。また、運動の参加を促すため、家庭、自主防災組織など地域、学校、企業等と連携し推進を図る必要がある。
- ・平成30年度に公表された内陸直下型地震に係る震度分布解析・被害想定調査を踏まえ事前の備え等について周知を図るため、村民向けに分かりやすい啓発資料を作成するとともに、地震ハザードマップを作成する必要がある。
- ・「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、保育園、小中学校において、毎年、避難訓練とあわせ災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する必要がある。
- ・防災教育を学校の実情に応じた実効性のあるものとするため、各学校の課題に応じた専門家・関係機関による指導を行うとともに、教職員を対象とした研修講座等、防災に関する研修の充実を図る必要がある。

【適切な避難行動の周知啓発】

- ・浸水が始まった段階での避難場所への移動、いわゆる「水平避難」は、水路の落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップ等を活用し、水害リスクと併せて「垂直避難」「屋内避難」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、周知を進める必要がある。
- ・土砂災害は、特別警戒区域では一般住宅が土砂によって損壊するおそれがあるなど、早期の立退き避難が求められることから、ハザードマップ等を活用し、土砂災害警戒区域の箇所と併せて、適切な避難行動について、周知啓発を進める必要がある。

【住民主体での避難対策の強化】

- ・風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、あらかじめ避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取り組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる必要がある。
- ・南海トラフ地震臨時情報について村民への周知を図り認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な対応がとれるよう普及啓発を行う。あわせて、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、土砂災害特別警戒区域など事前に避難が必要な地域に居住する住民等を対象にとるべき行動の理解を深める必要がある。

【要配慮者支援の推進】

- ・一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取り組みに加え、自主防災会や社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー等と連携した取り組みを行う必要がある。
- ・平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する必要がある。

【防災人材の育成】

- ・「清流の国ぎふ防災・減災センター」等で開催される防災リーダー育成に対する支援を引き続き行い、育成した人材が自主防災組織等と連携を深めそれぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する必要がある。

【家具固定の推進】

- ・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒・落下・移動による割合が高いことから、家具固定の必要性を総合防災訓練や防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。また、取り付けができない高齢者等向けに、消防団員による固定器具の取り付け支援を進める。

【個人備蓄の推進】

- ・大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における最低3日分（推奨1週間）の備蓄促進に向けた啓発を行う必要がある。

【コミュニティ活動の担い手育成】

- ・災害時に「共助」の力を発揮するためにも、平時からのコミュニティ活力維持を図る必要があることから、県と連携し、地域ごとの状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する必要がある。
- ・地域のコミュニティとして様々な活動と地域活動を組み合わせること等により、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する必要がある。

【建設業の担い手育成・確保】

- ・地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、施工時期の平準化、週休2日制の導入や現場環境の改善等を進めるほか、県と連携し、ICTの活用による生産性向上等により魅力ある労働環境を整備し、あわせて技術力・生産性向上を目的とした研修、現場見学会など担い手確保につながる魅力発信等を行い、将来にわたって希望と誇りを持てる建設業の確立を支援する必要がある。

(11) 官民連携

【支援物資供給に係る官民の連携体制の強化】

- ・生活必需品や医療救護、緊急体制など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める。また、災害時において活動できるよう、各協定締結団体と平時から「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う必要がある。
- ・大規模災害発生時の消防水利を確保するため、防火水槽、誘導路の整備を図る必要がある。

【災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成】

- ・大規模災害発生時に行政、社会福祉協議会、NPO・災害ボランティア団体等が連携・協働して行くための「東白川村災害ボランティア連絡調整会議（仮称）」を速やかに設置し、ボランティアの受入体制を整備するため、平時から関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る必要がある。
- ・大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンター支援などを担う災害ボランティア支援職員を養成する必要がある。
- ・倒木処理など専門技術を要するニーズに対応するため、森林組合や土木建設業者等の連携を構築する必要がある。

(12) メンテナンス・老朽化対策

【公共施設の総合的な管理計画】

- ・高度経済成長期に整備した公共施設等が大規模修繕や建て替えを行う時期を迎えていることから、総合的かつ計画的な視点で施設の更新・長寿命化などを実施するため「東白川村公共施設等総合管理計画」に基づき実施する必要がある。

【技術職員の確保】

- ・社会資本の高齢化が進む中、村では技術系職員が不足しているため、職員採用計画に基づき採用の確保に努めるほか、国・県の支援による技術職員の確保に努める必要がある。

起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

【村有建築物の耐震化】

- ・村所有の多くは、災害時の指定避難所として活用されることから耐震面に懸念のある建物については、村総合計画及び東白川村公共施設等総合管理計画に基づき耐震化を進める。

【避難施設の確保】

- ・災害に備え、指定緊急避難所 34 施設を指定している。引き続き、適切な維持管理を行い、老朽化等に伴い統廃合される施設の代替施設として民間施設の利用について検討する。

【民間住宅の耐震調査及び耐震化の促進】

- ・公共建築物と比較すると耐震化が進んでいない状況であることから、イベントや広報誌等による耐震化の重要性、必要性についての普及啓発を行う。
- ・耐震診断や耐震補強補助については、現行補助制度の見直しを含め一層推進し、旧基準建築物の耐震改修工事、建て替えの促進を図る。

【空き家対策】

- ・村内には 150 軒近くの空き家があり、その多くは大規模災害発生時に倒壊するおそれがあり、道路の閉塞や火災の要因となることから、日頃から所有者と連絡を取りあい、空き家バンクの登録、空き家対策総合支援事業や村の補助を活用した空き家の活用、危険家屋の解体など総合的な空き家対策を積極的に講じていく必要がある。

【ブロック塀の除去推進】

- ・本村が実施した調査では、現行基準に適合しないブロック塀は存在していないが、今後は定期的に安全点検を実施するとともに、現行基準に適合しないブロック塀の除去・改修に対する村の補助制度を創設し、ブロック塀の除去等の推進に努める。

【家具固定の推進】

- ・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒・落下・移動による割合が高いことから、家具固定の必要性を総合防災訓練や防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。また、取り付けができない高齢者等向けに、消防団員による固定器具の取り付け支援を進める。

【農地の有効活用】

- ・農地は、延焼防止や緊急時の退避場所、復旧資材の仮置場等の機能が果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める。

【消防・防災力の強化】

- ・大規模地震が発生した場合の火災に備え、防火水槽の耐震化や水利確保するために必要な誘導路の整備を計画的に推進する。
- ・現在の災害協力締結を引き続き維持するとともに、県外を含む他市町村や民間企業と新たな協定を構築していく。
- ・大規模災害が発生した際のボランティア活動に対し、初期対応が遅れることのないよう、東白川村社会福祉協議会などの関係機関と蜜に連携し、計画的に「災害ボランティアセンター」の設置訓練を実施する。

【道路啓開の迅速な実施】

- ・緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有樹木の伐採を引き続き推進するとともに、道路啓開計画を作成し、対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を検討する。

【公共施設の総合的な管理計画】

- ・高度経済成長期に整備した公共施設等が大規模修繕や建て替えを行う時期を迎えていることから、総合的かつ計画的な視点で施設の更新・長寿命化などを実施するため「東白川村公共施設等総合管理計画」に基づき実施する。

1-2) 集中豪雨による大規模土砂災害に伴う人的被害の発生

【急傾斜地の崩壊対策】

- ・村内には、9箇所の急傾斜地崩壊危険区域があり、未だ着手できない箇所が数多くある。住宅密集地、避難所、要配慮者利用施設を優先的に県と連携し、防災・安全交付金活用事業（急傾斜地崩壊対策事業）の促進に努める。
- ・道路法面の落石・崩壊による被害の発生を防ぐため、法面对策工事を計画的に進める。

【災害に強い森林づくり】

- ・豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する。
- ・適切に管理が行われていない森林については、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、村主体の森林整備を促進する。
- ・100年の森林づくり構想事業の施策を進め、適地植林の森林整備事業を推進する。

1-3) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大

【消防・防災力の強化】

- ・防災意識向上を図るため、総合防災訓練、防災士取得助成事業を継続していく。

【情報通信事業者の災害対応力強化】

- ・災害時に備え、避難施設等帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段の確保のための特設公衆電話の事前設置を県と調整・連携の上、計画的に推進する。
- ・災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や関係機関との連携体制の強化を図っていく。

【放送ネットワークの整備】

- ・平成17年に農村振興地域情報基盤整備事業で整備したH F Cケーブルネットワークを令和元年度にF T T H化に整備し、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保を図ったところであるが、今後も災害時に確実に機能するよう、雷・台風対策など適切な維持管理を進める。

【情報伝達ツールの多重化】

- ・避難勧告や南海トラフ地震臨時情報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、C A T V 端末放送や、すぐメールを導入し、発信の迅速化に努めているが、さらに多様なツールを確保するため、スマートフォンを利用した防災対策アプリの導入など一層の充実や迅速化を図る。

【防災教育の推進】

- ・自助と共助の底上げを図るため、過去の災害を知る、ハザードマップを確認する、地域の防災訓練に参加する、防災キャンプを行うなど具体的な目標を折り込んだ新たな行動計画を定めた「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢者まで全ての世代を対象として展開する。また、運動の参加を促すため、家庭、自主防災組織など地域、学校、企業等と連携し推進を図る。

【要配慮者支援の推進】

- ・一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取り組みに加え、自主防災会や社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー等と連携した取り組みを行う。

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【避難所機能の整備】

- ・ 東日本大震災を機に各集落に備蓄倉庫を設置し、計画的に備蓄品を整備してきた。引き続き備蓄倉庫の拡充、備蓄品及び設備等の適切な管理と更新を行う。

【個人備蓄の推進】

- ・ 大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における最低3日分の備蓄促進に向けた啓発に努める。

【授援体制の整備】

- ・ 災害相互応援協定により、他自治体等からの応援を受けられることとなっていることから、早急に東白川村災害時授援計画を作成し、円滑な受入体制を構築する。

【道路ネットワークの整備】

- ・ 大規模災害後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、最低限、緊急車両が通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災安全交付金、道路メンテナンス事業による橋梁の耐震化等の道路施設長寿命化や崩落決壊防止等を推進していく。

【上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進】

- ・ 村の公共施設等総合管理計画における将来の見通しとして、簡易水道が令和14年度、下水道が令和30年度より更新を計画しているが、更新時期の法定点検に加え、必要に応じて任意の点検を行い、施設設備の劣化状況、安全性等を把握し、その診断結果をもとに、総合計画との整合性を図りながら効率的に推進する。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

【孤立・雪害・凍結対策】

- ・ 本村の9割を山地が占める村の地形的特性上、孤立予想集落が存在しており、大規模災害等により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、道路整備等による孤立集落対策を実施する。
- ・ 集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄（1週間程度）の充実に努める。
- ・ 孤立集落に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星電話などの通信手段や非常用電源の確保に努める。

【農林道の整備】

- ・ 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落発生防止のため、計画的に農林道の整備・修繕及

び橋梁の耐震対策を推進する。

- ・基幹農道は、農山漁村地域整備交付金（農業農村基盤整備）により、農道整備、橋梁耐震化に努める。

【ヘリ臨時離着陸場の整備】

- ・孤立集落の災害時の活動拠点として耕作放棄地となった農地等をヘリコプター臨時離着陸場の整備を検討する。

2-3) 警察消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足

【消防・防災力の強化】

- ・大規模地震が発生した場合の火災に備え、防火水槽の耐震化や水利確保するために必要な誘導路の整備を計画的に推進する。
- ・少子化・過疎化の地域では、個人の事情に関係なく消防団員のなり手が少なく、団員確保が困難であるため、団員活動のあり方について検討する一方、「自らの地域は自ら守る」という郷土愛の精神に基づき団員確保に引き続き努める。

【道路ネットワークの整備】

- ・大規模災害後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災安全交付金、道路メンテナンス事業による橋梁の耐震化等の道路施設長寿命化や崩落決壊防止等を推進していく必要がある。

【狭あい道路の拡幅】

- ・狭あい道路は、消火・救急活動や災害時の避難の妨げになることから、地権者の承諾を前提に防災安全交付金 住環境整備事業（狭あい道路整備事業）にとり、道路拡幅工事を推進していく。

【休耕地等の有効利用（避難所、ヘリ臨時離着陸場）】

- ・農業者の高齢化等により耕作放棄地となった農地を広域避難所やヘリコプター臨時離着陸場等の災害時の活動拠点として、有効利用方法を検討していく。

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

【救命救急体制の充実】

- ・多数の重症者が発生した場合、救急車が確保できず救急活動が遅れるおそれがある。確保できない場合は、消防団や自主防災会等の協力により搬送する必要があることから、各種団体等への救命講習の実施を推進する。

【医療救護体制の充実】

- ・大規模災害時における医療・救護活動は、岐阜県地震災害等医療救護計画により実施し、今後も加茂医師会、加茂歯科医師会等との連携強化などにより、災害時の医療救護体制の充実を図る。

【医療・介護人材の確保及び人材育成】

- ・災害時の医療、救助活動における医療班は、国保診療所医療スタッフをもって編成されることから、計画的な医療人材の確保と県・医師会等と連携を図り人材育成に努める。

【福祉施設（民間含む）の耐震化】

- ・民間を含む社会福祉施設に対して、あらゆる機会を活用して耐震化を促し耐震化率の向上を図る。

【道路ネットワークの整備】

- ・大規模災害後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、最低限、緊急車両が通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災安全交付金、道路メンテナンス事業による橋梁の耐震化等の道路施設長寿命化や崩落決壊防止等を推進していく。

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する**3-1) 村職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下****【庁舎等の防災拠点機能の確保】**

- ・防災拠点である本庁舎そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、災害時優先実務が持続できるよう、必要な施設・設備の更新と将来の庁舎老朽化対策を検討する。
- ・本庁舎が被災し機能不全となった場合の代替拠点に対し、必要な資機材等を整備し、バックアップ機能の強化を図る。

【業務の継続体制の強化（BCP）】

- ・災害時に備え、非常時優先業務の選定、職員の参集体制等について、周知徹底や訓練を行うとともに、常に最新の状況に反映した計画となるよう点検を実施する。
- ・職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高めていく。
- ・職員用食料、飲料水、庁舎用非常電源等は確保しているが、充足数には達していないので、必要な物資の備蓄を推進し、非常時優先業務の環境を確保する。

【授援体制の整備】

- ・災害相互応援協定により、他自治体等からの応援を受けられることとなっていることから、早急に東白川村災害時授援計画を作成し、円滑な受入体制の構築に努める。

【切れ目のない被災者生活再建支援】

- ・各種支援施策、支援窓口（民間ボランティアやNPO法人等を含む。）、具体的な手続き方法、留意点などを盛り込んだ「生活支援制度ガイドブック」（仮称）の作成やワンストップ窓口の設置などにより、被災者が被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援が受けられる取り組みを促進する。

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信網は確保する

4-1) 情報通信網（CATV等）の長期停止による災害情報が伝達できない事態

【放送ネットワークの整備】

- ・平成17年に農村振興地域情報基盤整備事業で整備したHFCケーブルネットワークを令和元年度にFTTH化に整備し、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保を図ったところであるが、今後も災害時に確実に機能するよう、雷・台風対策など適切な維持管理を進める。

【情報伝達ツールの多重化】

- ・避難勧告や南海トラフ地震臨時情報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、CATV端末放送や、すぐメールを導入し、発信の迅速化に努めているが、さらに多様なツールを確保するため、スマートフォンを利用した防災対策アプリの導入など一層の充実や迅速化に努める。

【情報通信事業者の災害対応力強化】

- ・災害時に備え、避難施設等帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段の確保のための特設公衆電話の事前設置を県と調整・連携の上、計画的に推進していく。
- ・災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や関係機関との連携体制の強化を図っていく。

5. 大規模自然災害発生であっても、生活・経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺

【BCP（事業継続計画）等の策定支援】

- ・村内企業のBCP策定支援や中小企業が策定する「事業継続力強化計画」の策定支援を行い、企業等の災害への対策強化を推進する。
- ・企業内へのBCP定着を推進するため、BCP策定後の事業者を対象とした運用後のフォローアップに努める。

【観光地等の風評被害防止対策の推進】

- ・大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する場合があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応に努める。

5-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

【道路ネットワークの整備】

- ・大規模災害後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災安全交付金、道路メンテナンス事業による橋梁の耐震化等の道路施設長寿命化や崩落決壊防止等を推進していく。

【農林道の整備】

- ・地域交通ネットワークの強化及び孤立集落発生防止のため、計画的に農林道の整備・修繕及び橋梁の耐震対策を推進する。
- ・基幹農道は、農山漁村地域整備交付金（農業農村基盤整備）により、農道整備、橋梁耐震化に努める。

5-3) 食料や物資の供給の途絶

【支援物資供給に係る官民の連携体制の強化】

- ・生活必需品や医療救護、緊急体制など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める必要がある。また、災害時において活動できるよう、各協定締結団体と平時から「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行っていく。

【農地の有効活用】

- ・農地は、延焼防止や緊急時の退避場所、復旧資材の仮置場等の機能が果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう管理に努める。

【農地・農業水利施設等の適切な管理】

- ・安定した食糧供給と国土保全機能を維持するため、中山間地域農業農村総合整備事業を推進し、老朽化した施設の修繕に努める。
- ・農地・農業施設の維持管理について、地元の管理組織の体制整備を支援していく。

6. 大規模自然災害発生であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気・ガス・上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) ライフライン（電気・ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

【ライフライン事業者との協力連携の強化】

- ・ライフライン事業者の復旧拠点地の利用に関する協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を推進する。

- ・ 平常時からの情報交換を行うとともに、平時からの連携を密にし、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努める。

【総合的な大規模停電対策の推進】

- ・ 暴風・豪雪に伴う停電発生を未然に防止するため、村、電気事業者及び県関係部署が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する必要がある。
- ・ 村（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行うとともに、電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者、災害時協定締結団体等との連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する。
- ・ 平時から電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、停電発生に備えた村災害対策本部への情報連絡員の派遣、早期復旧を図るための被害状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画の共有及び連携方策、電源車の配備等について、電気事業者との協定締結により連携・協力体制の強化に努める。
- ・ 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、村は電気事業者、県と相互に連携して多用な情報伝達手段を活用してきめ細やかな情報発信を行っていく。
- ・ 強風、大雪等による停電及びこれらに起因する被害を抑制するため、電線周辺の倒木のおそれがある立木の伐採を令和元年度から県及び電力会社の補助を受け、ライフライン保全対策事業として実施しているが、事業期間終了後においても引き続き実施していく。

【上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進】

- ・ 村の公共施設等総合管理計画における将来の見通しとして、簡易水道が令和 14 年度、下水道が令和 30 年度より更新を計画しているが、更新時期の法定点検に加え、必要に応じて任意の点検を行い、施設設備の劣化状況、安全性等を把握し、その診断結果をもとに、総合計画との整合性を図りながら効率的に推進する。

【合併浄化槽への転換推進】

- ・ 老朽化した単独処理浄化槽から合併浄化槽への転換を循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）により引き続き促進する。

【分散型電源としての再生可能エネルギーの活用】

- ・ 木質バイオマス発電や小水力発電施設など、地域資源を活用した再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの創出と活用の取り組みを検討する。

【道路啓開の迅速な実施】

- ・ 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有樹木の伐採を引き続き推進するとともに、道路啓開計画を作成し、対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を実施する。

【電気事業者の災害対応力強化】

- ・電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、電力ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図るとともに、他電気事業者からの応援要員を含めた人員確保、ドローンを活用した迅速な被災状況の把握など、早期復旧のための体制強化を図る。

【情報通信事業者の災害対応力強化】

- ・災害時に備え、避難施設等帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段の確保のための特設公衆電話の事前設置を県と調整・連携の上、計画的に推進する。
- ・災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や関係機関との連携体制の強化を図る。

【ガス事業者の災害対応力強化】

- ・災害時にガス供給を迅速に復旧するため、L P ガス供給事業者、配管設備事業者等と平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や関係機関との連携体制の強化を図る。

【災害用バルク供給システムの導入】

- ・熱源確保のため、医療・救護や避難場所となる国保診療所及び附属老人保健施設の建設にあわせて、L P ガスバルク供給システムを導入したが、導入施設の拡大を図る。

6-2) 地域交通ネットワークの分断**【道路等の復旧に係る協定締結】**

- ・関係団体による被害調査や応急復旧活動の協力について、協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を推進する。
- ・平常時からの情報交換を行うとともに、平時からの連携を密にし、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努める。

【道路ネットワークの整備】

- ・大規模災害後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災安全交付金、道路メンテナンス事業による橋梁の耐震化等の道路施設長寿命化や崩落決壊防止等を推進する。

【農林道の整備】

- ・地域交通ネットワークの強化及び孤立集落発生防止のため、計画的に農林道の整備・修繕及び橋梁の耐震対策を推進する。

- ・基幹農道は、農山漁村地域整備交付金（農業農村基盤整備）により、農道整備、橋梁耐震化に努める。

【道路情報の収集・提供】

- ・大規模災害時、迅速な復旧や物資輸送等の混乱を回避するため、道路情報の収集及び情報提供システムの構築を検討する。

【建設業BCMの普及・策定支援】

- ・地域の復旧・復興において重要な役割を果たす建設業の事業継続力向上を図るため、村と災害応援協定を締結する建設業者等が取り組むBCM（事業継続マネジメント）を認定する制度の普及、策定に向けた支援に努める。

【公共施設の総合的な管理計画】

- ・高度経済成長期に整備した公共施設等が大規模修繕や建て替えを行う時期を迎えていることから、総合的かつ計画的な視点で施設の更新・長寿命化などを実施するため「東白川村公共施設等総合管理計画」に基づいた実施に努める。

【技術職員の確保】

- ・社会資本の高齢化が進む中、村では技術系職員が不足しているため、職員採用計画に基づき採用の確保に努めるほか、国・県の支援による技術職員の確保に努める。

6-3) 水源地の土砂崩壊や異常渇水による用水の供給の長期間にわたる途絶

【治山対策】

- ・山地における自然災害を最小限に防止するため、山地災害が危惧されている箇所については、早期着工に向けて県へ要望活動を引き続き行い、事業の推進に当たっては村が協力をする。

【給水体制の構築】

- ・渇水対策として、既存の資機材の活用を図るほか、大規模地震や長時間停電対策に備え給水袋の各戸配布や給水車の整備を検討していく。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 密集地での大規模火災発生

【消防力の強化】

- ・大規模地震が発生した場合の火災に備え、防火水槽の耐震化や水利確保するために必要な誘導路の整備を計画的に推進する。
- ・少子化・過疎化の地域では、個人の事情に関係なく消防団員のなり手が少なく、団員確保が困難であるため、団員活動のあり方について検討する一方、「自らの地域は自ら守る」という郷土愛の精神に基づき団員確保に引き続き努める。

- ・現在の災害協力締結を引続き維持するとともに、県外を含む他市町村や民間企業と新たな協定を構築していく。

【狭あい道路の拡幅】

- ・狭あい道路は、消火・救急活動や災害時の避難の妨げになることから、地権者の承諾を前提に防災安全交付金 住環境整備事業（狭あい道路整備事業）にとり、道路拡幅工事を推進していく必要がある。

【空き家対策】

- ・村内には 150 軒近くの空き家があり、その多くは大規模災害発生時に倒壊するおそれがあり、道路の閉塞や火災の要因となることから、日頃から所有者と連絡を取りあい、空き家バンクの登録、空き家対策総合支援事業や村の補助を活用した空き家の活用、危険家屋の解体など総合的な空き家対策を積極的に講じていく必要がある。

【休耕地等の有効利用（避難所、ヘリ臨時離着陸場）】

- ・農業者の高齢化等により耕作放棄地となった農地を広域避難所やヘリコプター臨時離着陸場等の災害時の活動拠点として、有効利用方法を検討する。

7-2) 貯水池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【河川・水路施設等の維持管理対策】

- ・村が管理する河川構造物等について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理に努める。

【農業用ため池の防災対策】

- ・生命、財産に影響を与えるおそれがある農業用ため池については、点検・調査を実施し、計画的な整備等を進め、対策を必要とするため池については、ハード対策を順次進める。また、危険箇所周知のため、ため池ハザードマップを作成し、住民の一層の周知に努める。

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農地・農業水利施設等の適切な管理】

- ・安定した食糧供給と国土保全機能を維持するため、中山間地域農業農村総合整備事業を推進し、老朽化した施設の修繕に努める。
- ・農地・農業施設の維持管理について、地元の管理組織の体制整備を支援していく。

【治山対策】

- ・山地における自然災害を最小限に防止するため、山地災害が危惧されている箇所については、早期着工に向けて県へ要望活動を引き続き行い、事業の推進に当たっては村が協力していく。

【災害に強い森林づくり】

- ・豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する。
- ・適切に管理が行われていない森林については、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、村主体の森林整備を促進する。
- ・100年の森林づくり構想事業の施策を進め、適地植林の森林整備事業を図る必要がある。
- ・林業・製材業・建築業担い手育成事業による林業の担い手・育成を推進する。

【鳥獣被害防止対策の推進】

- ・農林従事者や狩猟免許保持者の減少により、野生鳥獣を適切に管理する機能が低下しており、鳥獣による農林業被害の拡大と鳥獣被害による耕作放棄地の拡大が生じていることから、農地や森林の多目的機能の低下を防ぐため、東白川村鳥獣被害防止計画を基に鳥獣被害防止対策事業交付金等を活用し、鳥獣の進入防止や捕獲による個体数の調整等、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。
- ・有害鳥獣捕獲隊の担い手の高齢化及び後継者不足解消のため、新たな担い手の育成及び地域での捕獲の支援を推進する。

【都市との交流促進】

- ・地域資源（農地、山林、イベント等）を活用した都市との交流を通して、多様な人材の移住・定住を促進する。

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する**8-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ****【災害廃棄物対策の推進】**

- ・災害廃棄物の迅速な処理を行うため、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県との連絡調整など、災害を想定した演習及び研修会に積極的に参加することで、災害廃棄物処理計画の実効性を確保し、災害廃棄物の処理体制の強化を図る。

【有害物質対策の検討】

- ・アスベストや科学物資等の有害物質の飛散・流出対策については、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する。

【河川に流出したごみ等の撤去】

- ・河積を阻害している立木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取り組みにあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

8-2) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

【災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成】

- ・大規模災害発生時に行政、社会福祉協議会、NPO・災害ボランティア団体等が連携・協働して行くための「東白川村災害ボランティア連絡調整会議（仮称）」を速やかに設置し、ボランティアの受入体制を整備するため、平時から関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る。
- ・大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンター支援などを担う災害ボランティア支援職員の養成に努める。
- ・倒木処理など専門技術を要するニーズに対応するため、森林組合や土木建設業者等との連携を構築する。

【防災人材の育成】

- ・「清流の国ぎふ防災・減災センター」等で開催される防災リーダー育成に対する支援を引き続き行い、育成した人材が自主防災組織等と連携を深めそれぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する。

【コミュニティ活動の担い手育成】

- ・災害時に「共助」の力を発揮するためにも、平時からのコミュニティ活力維持を図る必要があることから、県と連携し、地域ごとの状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材の養成に努める。
- ・地域のコミュニティとして様々な活動と地域活動を組み合わせること等により、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する。

【建設業の担い手育成・確保】

- ・地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、施工時期の平準化、週休2日制の導入や現場環境の改善等を進めるほか、県と連携し、ICTの活用による生産性向上等により魅力ある労働環境を整備し、あわせて技術力・生産性向上を目的とした研修、現場見学会など担い手確保につながる魅力発信等を行い、将来にわたって希望と誇りを持てる建設業の確立を支援していく。

【技術職員の確保】

- ・社会資本の高齢化が進む中、村では技術系職員が不足しているため、職員採用計画に基づき採用の確保に努めるほか、国・県の支援による技術職員の確保に努める。

8-3) 幹線道路損壊や広域的土砂崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ

【急傾斜地の崩壊対策】

- ・村内には、9箇所の急傾斜地崩壊危険区域があり、未だ着手できない箇所が数多くある。住宅密集地、避難所、要配慮者利用施設を優先的に県と連携し、防災・安全交付金活用事業（急傾

斜地崩壊対策事業）を進めていく。

- ・道路法面の落石・崩壊による被害の発生を防ぐため、法面对策工事を計画的に進めていく。

【道路ネットワークの整備】

- ・大規模災害後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災安全交付金、道路メンテナンス事業による橋梁の耐震化等の道路施設長寿命化や崩落決壊防止等を推進していく。

【地籍調査の推進】

- ・土地の境界確認が円滑に行われることが、迅速な復旧・復興に繋がるため、社会資本整備総合交付金（防災安全交付金）や地籍調査費（負担金）等を活用し、地籍調査事業を引き続き推進していく。